

ひとり親家庭等
サポートブック

令和2年度

— 大阪市 —

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000452094.html>

大阪市 ひとり親家庭支援

検索



● ● ● ● ● ● はじめに ● ● ● ● ● ●

昭和39年7月、母子福祉の総合法ともいわれる「母子福祉法」が制定され、昭和44年11月からは寡婦福祉資金貸付制度も実施されました。そして、母子及び寡婦福祉の一層の充実を図るため、従来の「母子福祉法」が「母子及び寡婦福祉法」に改正され、昭和57年から施行されました。

「ひとり親家庭」（母子家庭及び父子家庭）及びひとり親家庭で養育される児童が増加するという諸状況の変化に応じて、平成14年11月「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、平成15年4月から施行されました。これに基づき、ひとり親家庭及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いた施策として、総合的な母子家庭等自立支援策を展開してきました。

しかし、ひとり親家庭等の就業状況、収入の状況などは依然として厳しい環境におかれていることから、平成26年4月には、ひとり親家庭支援施策を強化するための母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等の改正事項も盛り込んだ「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が公布、同年10月（児童扶養手当法は12月）に施行されました。

さらに平成27年12月には、すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的にひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策及び児童虐待防止対策を講じるため、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が決定されました。これに沿い、平成28年8月には児童扶養手当法の一部を改正する法律が施行され、児童扶養手当の機能の充実等が図られました。また、その後も全部支給の所得制限限度額の引き上げや支払回数の見直し（年3回→年6回）など、ひとり親世帯への支援施策は拡充されています。

大阪市では、令和2年度からの5年間を実施期間とする「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保に向けての支援、経済的支援のほか、ひとり親家庭をサポートする体制の充実など、ひとり親家庭のみなさんが安心して子育てをしながら働き、こどもたちがすこやかに育つことができるよう、総合的な施策をすすめています。さらに、平成30年4月からは、市独自で、ひとり親家庭自立支援給付金事業を拡充したほか、平成31年4月からは、養育費確保のトータルサポート事業を実施するなど自立支援策の充実も図っています。

この「ひとり親家庭等サポートブック」は、ひとり親家庭に関する様々な制度があることをみなさんに知っていただき、ご利用いただくための生活のサポートブックとして作成しました。

どうぞご活用ください。

目次

I 困ったときの相談は

・保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当	2
・大阪市立愛光会館(母子・父子福祉センター)	2
・大阪市ひとり親家庭等福祉相談所	3
・ひとり親家庭サポーター	4
・民生委員・児童委員	4
・主任児童委員	4
・その他相談窓口	4
市民相談室／総合府民相談室／女性のための相談等	

II 手当・年金のこと

・児童扶養手当	5
・ひとり親世帯臨時特別給付金	6
・特別児童扶養手当	6
・児童手当	6
・子育て世帯への臨時特別給付金	7
・公的年金制度	7
・遺族基礎年金	7
・寡婦年金	8
・死亡一時金	8
・遺族厚生年金	9

III 貸付のこと

・母子父子寡婦福祉資金の貸付	9
・生活福祉資金	10
・緊急援護資金	11

IV その他くらしのこと

・生活保護	11
・ひとり親家庭等日常生活支援事業	11
・ファミリー・サポート・センター事業	12
・エンゼルサポーター派遣事業	12
・ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定(民間団体との連携)	12

V 住まいのこと

・ひとり親住宅(公営住宅等)	13
・母子生活支援施設	13
・緊急母子一時保護事業	13

Ⅵ 仕事のこと

・ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	14
・ひとり親家庭サポーターによる就業相談	14
・しごと情報ひろば	14
・地域就労支援センター	14
・ハローワーク(公共職業安定所)	14
・大阪マザーズハローワーク	15
・大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター	15
・大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課(労働相談センター)	15
・OSAKAしごとフィールド(大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課)	15
・A´ワーク創造館	16
・ひとり親家庭自立支援給付金事業	16
・教育訓練給付制度	17

Ⅶ 養育費と面会交流のこと

・養育費とは	18
・養育費の取り決めについて	18
・面会交流とは	18
・主な相談先	18
・「離婚・養育費」に関する専門相談	18
・大阪市立愛光会館(母子・父子福祉センター)における法律相談	18
・養育費に関する公正証書等作成促進補助金	18
・養育費の保証促進補助金	18

Ⅷ こどもの心配ごと

・こども相談センター	19
・各区保健福祉センター子育て支援室	19
・クレオ大阪子育て館	19
・乳幼児の育児相談 保育所／乳児院	20
・子どもの虐待ホットライン	20
・子ども何でも相談(大阪弁護士会)	20
・妊娠SOS	20
・APCC相談室(思春期妊娠危機センター)	20
・大阪市若者自立支援事業 コネクションズおおさか	21

IX こどもの保育関連

・保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業	22
・一時預かり事業	22
・病児・病後児保育事業	25
・子どものショートステイ事業	26
・児童福祉施設等	27
・子ども・子育てプラザ	28
・児童いきいき放課後事業	29
・留守家庭児童対策事業	29

X こどもの教育・進学援助

・幼稚園(子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園)	29
・上記以外の私立幼稚園	29
・就学援助制度	30
・大阪市奨学費	30
・大阪府国公立・私立高等学校等「奨学のための給付金」	31
・塾代助成事業	31
・大阪府育英会奨学金等	32
・独立行政法人 日本学生支援機構奨学金	32
・国の教育ローン	32

XI 医療・健康のこと

・保健福祉センター保健業務担当	33
・ひとり親家庭医療費助成制度	33
・こども医療費助成制度	33
・救急医療	34

XII 優遇制度のこと

・駐輪場利用料金の割引	34
・JR通勤定期の特別割引	34
・所得税及び個人市・府民税の減額等	34
・未婚のひとり親の方に対する寡婦(夫)控除等のみなし適用	35
・少額貯蓄非課税制度(マル優制度)	35
・たばこ小売販売業の許可	35
・万博記念公園入園料金等の免除	35

XIII 関係機関一覧表

・区保健福祉センター・区役所	36
・こども相談センター【児童相談所】	37
・ファミリー・サポート・センター事業 各区支部一覧	37
・その他相談機関一覧表	37
・大阪市しごと情報ひろば	39
・大阪市地域就労支援センター	39
・ハローワーク(公共職業安定所)	39
・休日・夜間急病診療所	41
・休日・夜間緊急歯科診療	41
・救急安心センターおおさか(救急医療相談窓口)	41
・小児救急支援アプリ	42
・大阪府救急医療情報センター	42
・小児救急電話相談事業	42
大阪市ひとり親家庭等福祉相談所問い合わせ先	43

養育費の受け取りはこどもの重要な権利です

養育費の取り決めなど 不安を感じていませんか？

ひとり親家庭サポーターがお手伝いします!!

どうすれば
いいの？



不安
① どうやって取り決めをしたらいいの？
金額は？ 弁護士に相談できるの？

不安
② 相手と話し合いができない、
まとまらないから諦めるしか…

不安
③ 弁護士事務所や公証役場に
1人で行くのが心配、自信がない



身近な各区役所にて、ひとり親家庭サポーターによる専門相談をはじめ、
各種支援を行っています。

このようなサポートを実施します

- きめ細かな離婚相談
 - 公証役場・家庭裁判所・
弁護士事務所などへの同行支援
 - 就業相談、家計相談
 - 公正証書・調停証書の作成に
係る費用を補助
 - 無料弁護士相談
 - 養育費の保証会社と契約した
場合の契約費用を補助
- など

ひとりで悩まずに
相談してください。
連絡先はP.4を
ご覧ください。



ひとり親家庭サポーターとは？

各区保健福祉センター保健福祉（福祉）課において、ひとり親家庭の方や離婚を考えている方に対し、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細かな相談支援を行う専門の相談員です。離婚に関する悩み等に寄り添いながら、情報提供や同行支援もいたします。区役所の相談日時に来所できない方に対しては、訪問による相談等も行っています。秘密は厳守いたします。

不大阪市

I 困ったときの相談は

■保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当(各区にあります)

児童、高齢者、障がい者(児)、母子・父子家庭など、福祉の相談窓口として、各区役所に設置されています。

特に母子・父子家庭や寡婦の方の問題については、母子・父子自立支援員が、専門的にご相談に応じています。

福祉業務担当で受付している事業

- ・児童扶養手当、特別児童扶養手当
- ・緊急母子一時保護事業
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ・ひとり親住宅の申し込み(年1回)
- ・ひとり親家庭医療費助成
- ・JR通勤定期の特別割引のための証明
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・保育所、母子生活支援施設、助産施設等への入所
- ・ひとり親家庭自立支援給付金
- ・「離婚・養育費」に関する専門相談
- ・養育費の保証促進補助金、公正証書等作成促進補助金

■大阪市立愛光会館(母子・父子福祉センター)

<北区中津1-4-10 ☎06-6371-7146>

ひとり親家庭・寡婦福祉活動の拠点であり、母子家庭の母及び父子家庭の父や寡婦の就業自立を支援するため、就業相談、職業紹介、就業情報の提供をはじめ、就業に必要な技能習得のための簿記、パソコン、医療事務、介護福祉士実務者研修などの講習会、さらには法律、生活等の相談を実施しているほか、会議室その他の集會室をひとり親家庭、寡婦等の各種会合等の場として無料で提供しています。

[大阪市立愛光会館 指定管理者 公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会]

◎ひとり親家庭等就業・自立支援センター(大阪市立愛光会館内)

◇職業紹介(仕事の相談・紹介・就業情報の提供等)

・就業相談日時

月～土曜日 午前9時～午後5時(火・金曜日は午後8時まで)(夜間は予約制)

◇相談事業

相談種目	相談日時
法律相談	毎月第2土曜日 午後1時～4時・第3水曜日 午後6時～8時(いずれも要予約)
生活相談(電話相談)	月～土曜日 午前9時～午後8時

◇講習事業

講習科目	講習日時
パソコン入門	年間2回 平日コース 15時間
パソコン Excel・Word	年間4回 平日・土曜コース 60時間
MOS検定(Excel2013)受験対策	年間1回 土曜コース 35時間
簿記3級	年間1回 土曜コース 75時間
登録販売者	年間1回 土曜コース 60時間
調剤事務	年間2回 平日・土曜コース 50時間
医療事務	年間1回 土曜コース 60時間
介護事務	年間2回 平日・土曜コース 50時間
医師事務作業補助者	年間1回 土曜コース 50時間
介護福祉士実務者研修	年間2回 平日・土曜コース 340.5時間
介護福祉士受験対策	年間2回 平日・土曜コース 50時間
看護学校(准看護師)受験対策	年間1回 平日コース 105時間

※一時保育付きのコースもあります。

※介護福祉士実務者研修は、通信・通学を合わせた時間です。

※介護福祉士受験対策は、受験資格のある方が対象です。

※看護学校(准看護師)受験対策、介護福祉士実務者研修は、一定の資格要件があります。

※各講習とも受講料は無料ですが、教材費等は実費負担が必要です。

◎募集時期は異なりますので、大阪市ひとり親家庭福祉連合会にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

※ホームページアドレス <http://hitoren-osaka.org/aikoukaikan.html>

★問い合わせ…大阪市ひとり親家庭福祉連合会 ☎06-6371-7146 FAX06-6371-6722

■大阪市ひとり親家庭等福祉相談所

〈市内231ヵ所・地域の母と子の共励会役員宅〉(令和2年4月現在)

各地域の共励会の役員の方々が、ひとり親等に関わるさまざまな相談に気軽にに応じてくれます。(代表の番号は43ページを参照してください。)

■ひとり親家庭サポーター

ひとり親家庭及び寡婦の方を対象に、各区保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当において、週2日または週3日、就業や自立支援に関する相談窓口を開設しています。就業支援の専門的知識をもつひとり親家庭サポーターが、就職情報を提供するとともに、きめ細かな就業相談を担当制で行います。ひとり親家庭自立支援給付金の事前相談・申請受理も行います。

加えて、ひとり親家庭の方や離婚を考えている方に対し、無料弁護士相談(「離婚・養育費」に関する専門相談)のご案内や情報提供、公証役場や家庭裁判所への同行支援を行うほか、公正証書等作成促進補助金及び養育費の保証促進補助金の申請受理も行っています。

また、区役所の相談日に来所できない方に対して、訪問による相談等を行います。

○相談時間 午前9時15分～午後5時30分(金曜日は午後7時まで。ただし、予約が必要)

※出張や予約相談などで不在の場合がありますので、予めお電話にてご確認ください。

※相談日が祝日の場合は振替実施は行いません。

※区役所の相談日・相談時間外での相談や訪問相談をご希望の方は、

こども青少年局 こども家庭課

(☎06-6208-8034)にお問い合わせください。

◇各区の相談窓口開設日

区名	相談窓口開設日	電話(各区保健福祉センター福祉業務担当)
北区	火曜日・木曜日	06-6313-9534
都島区	火曜日・木曜日	06-6882-9889
福島区	水曜日・金曜日	06-6464-9860
此花区	水曜日・金曜日	06-6466-9857
中央区	水曜日・金曜日	06-6267-9955
西区	水曜日・金曜日	06-6532-9952
港区	水曜日・金曜日	06-6576-9857
大正区	火曜日・木曜日	06-4394-9914
天王寺区	火曜日・木曜日	06-6774-9943
浪速区	火曜日・木曜日	06-6647-9895
西淀川区	火曜日・木曜日・金曜日	06-6478-9952
淀川区	火曜日・水曜日・木曜日	06-6308-9423
東淀川区	水曜日・木曜日・金曜日	06-4809-9850
東成区	水曜日・金曜日	06-6977-9156
生野区	火曜日・木曜日	06-6715-9088
旭区	水曜日・金曜日	06-6957-9857
城東区	火曜日・木曜日・金曜日	06-6930-9065
鶴見区	火曜日・木曜日	06-6915-9107
阿倍野区	火曜日・木曜日	06-6622-9865
住之江区	火曜日・水曜日・木曜日	06-6682-9857
住吉区	水曜日・木曜日・金曜日	06-6694-9857
東住吉区	火曜日・水曜日・金曜日	06-4399-9838
平野区	火曜日・水曜日・金曜日	06-4302-9857
西成区	水曜日・金曜日	06-6659-9824

■民生委員・児童委員(市内各地域に4,002人)(令和2年4月現在)

生活、家族、健康のことなどで悩み、困っている方の相談に応じるなど、住民の立場に立ってきめの細かい地域福祉の充実をめざし、活動しています。

■主任児童委員(民生委員・児童委員のうち611人)(令和2年4月現在)

地域において児童委員と連携を取りながら、児童福祉に関する事項を担当し、子育てサロン、サークルの運営、児童虐待防止の活動、専門機関・施設等との連絡調整を行っています。

■その他相談窓口(37ページを参照してください)

市民相談室／総合府民相談室／女性のための相談等

Ⅱ 手当・年金のこと

■児童扶養手当

次のいずれかにあてはまる児童を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または父母以外で児童を養育(児童と同居し、監護し、生計を維持していること)している人に支給します。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで出産した児童

【手当額(月額)】

(令和2年4月から)

- ◎児童1人:全部支給 43,160円
一部支給 43,150～10,180円
- ◎児童2人目:全部支給 10,190円
一部支給 10,180～5,100円
- ◎児童3人目以降1人につき:全部支給 6,110円
一部支給 6,100～3,060円

【支給期間】

請求のあった日の属する月の翌月から養育している児童が18歳に達する日以後最初の3月31日まで(政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の児童)

※毎年現況届の提出が必要です。

※手当を受けようとする母(父)または同居している扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、支給停止になります。

※手当額は物価スライド制の適用により改正されることがあります。

次のいずれかに該当する場合は手当が支給されません。

- ①請求者(母、父または養育者)もしくは対象児童が日本に住んでいないとき
 - ②対象児童が里親に委託されているとき
 - ③対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所しているとき
 - ④請求者が母の場合は、父と生計を同じくしているとき(ただし、父が政令で定める程度の障がいの状態にあるときを除く)。請求者が父の場合は、母と生計を同じくしているとき(ただし、母が政令で定める程度の障がいの状態にあるときを除く)
 - ⑤請求者(母または父)の配偶者に養育されているとき(配偶者には、内縁関係にある者を含み、政令で定める程度の障がいの状態にある者を除く)
 - ⑥平成15年3月31日の時点で、手当の支給要件に該当するようになった日から起算して5年を経過しているとき(請求者が父の場合は適用されません)
- ★申請または問い合わせ…お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当

【児童扶養手当の一部支給停止について】

手当の支給開始月から5年または支給要件に該当した月から7年を経過したときは、手当額の一部支給停止の対象になります。なお、受給資格者が父の場合は、平成22年8月1日以降の支給開始月等から起算されます。ただし、就労している方、就職活動をしている方、自立に向けた職業訓練のための学校に通学中の方など、就労意欲があり自立に向けての努力をしている方、あるいは障がい等があり就労できない理由がある方については、手続きをしていただいた上で、従来どおりの支給となります。

手当額の減額対象となる方には、お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当より届出していただく書類をお送りしますので、期日までに提出してください。

※毎年、現況届時に、書類の提出が必要です。

■ひとり親世帯臨時特別給付金

●基本給付…児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付*1

次のいずれかにあてはまる方に支給します。

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方

②公的年金等*2を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止される方*3

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止されたと推測される方も対象

【給付額】 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 **【支給時期】** 令和2年7月末以降

【申請期限】 令和3年2月28日

●追加給付…新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

【給付金の対象となる方】

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

【給付額】 1世帯5万円 **【支給時期】** 令和2年9月以降 **【申請期限】** 令和3年2月28日

★問い合わせ…こども青少年局 ひとり親世帯臨時特別給付金担当 ☎06-6208-8289

■特別児童扶養手当

20歳未満で、政令に規定する障がい等級に該当する児童を監護している父もしくは母(主として児童の生計を維持するいずれか一人)または父母に代わって児童を養育(児童と同居し、監護し、生計を維持)する方に支給します。

※請求者および配偶者または同居している扶養義務者の所得制限があります。

お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当で申請してください。

【手当額(月額)】

(令和2年4月から)

児童1人につき 1級:52,500円 2級:34,970円

※支給は申請の翌月から養育している児童が20歳に達する誕生日の前日まで。

※請求者または児童が日本に住んでいないときは受給できません。

※児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるときや児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所及び通園施設等を除く)に入所しているときなどは受給できません。

※手当額は物価スライド制の適用により改定されることがあります。

■児童手当

中学校修了までの児童(15歳到達後の最初の3月31日まで)を養育している方に支給されます。児童扶養手当とは別に受け取ることができます。支給を受けるためには申請が必要です。

【手当額(月額)】

●0歳から3歳未満(3歳の誕生日まで)月額15,000円

●3歳以上小学校修了まで(第1子・第2子)月額10,000円

●3歳以上小学校修了まで(第3子以降)月額15,000円

●中学生(15歳に到達する年度の3月31日まで)月額10,000円

※所得制限限度額を超過する場合は、当分の間は、児童1人につき月額5,000円を支給することとなります。

【支払期】 6月、10月、2月に前月までの分がまとめて支給されます。

★申請または問い合わせ…お住まいの区の保健福祉センター児童手当業務担当

■子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当(特例給付除く)を受給する世帯(令和2年3月31日時点で0歳～中学生のいる世帯)に対し、臨時特別の給付金(一時金)が支給されます。児童扶養手当・児童手当とは別に受け取ることができます。申請は公務員の方を除き不要です。

【給付額】

●0歳から中学生(令和2年3月31日時点)お一人につき10,000円

【支給時期】 令和2年7月上旬

★問い合わせ…こども青少年局子育て支援部管理課 臨時特別給付金担当 ☎06-6208-8347

■公的年金制度

日本国内に住所をもつ20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者です。

第1号被保険者一次の第2号・第3号被保険者以外の方

第2号被保険者一会社員・公務員など厚生年金保険の加入者

第3号被保険者—第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者
年金には、老後の所得保障だけでなく、障がいや遺族に対する保障もあります。

第1号被保険者の手続き

加入の手続きをして保険料を納めていなければ、年金を受けることができませんので、必ず加入の手続きをしてください。

第1号被保険者の方で、保険料を納めることが困難な場合には、保険料が免除される制度もありますので、そのままにしないでご相談してください。

★手続きまたは問い合わせ…お住まいの区役所の保険年金業務担当

第2号被保険者の手続き

勤務先を通じて年金事務所へ手続きをしますので、区役所へ行く必要はありません。

第3号被保険者の手続き

配偶者の勤務先を通じて年金事務所へ手続きをしますので、区役所へ行く必要はありません。

保険料は自分で納める必要はありません。

★問い合わせ…勤務先の所在地を管轄する年金事務所

〈遺族に対する年金〉

■遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかに該当する方が亡くなったときに、亡くなられた方が生計を維持していた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

①国民年金の被保険者

②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方

③老齢基礎年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である方に限る)

④保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である方

ただし、上記①・②に該当する方は、次の保険料納付要件のいずれかを満たしている必要があります。(保険料納付要件)

- ・死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が、国民年金の被保険者期間の3分の2以上あること。
- ・65歳未満の方が、令和8年3月31日までに死亡されたときは、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。

※「子」とは、18歳に達する日以降の最初の年度末(3月31日)までの間にある子、または20歳未満で国民年金の障がい等級1級または2級に該当する子をいいます。(子は未婚であること)

年金額(年額)「子」のある配偶者が受けるとき

	基本額	加算額	合計
子が1人いる	781,700円	224,900円	1,006,600円
子が2人いる	781,700円	449,800円	1,231,500円
子が3人いる	781,700円	524,800円	1,306,500円

*以降「子」1人につき75,000円加算

子が受けるとき

	基本額	加算額	合計
1人のとき	781,700円	0円	781,700円
2人のとき	781,700円	224,900円	1,006,600円

*以降「子」1人につき75,000円加算

★手続きまたは問い合わせ…お住まいの区役所の保険年金業務担当

■寡婦年金

第1号被保険者として、保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が10年以上ある夫が死亡したとき、次の条件をすべて満たす妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。

- ・婚姻関係が10年以上続いている(事実上の婚姻関係を含む)
- ・夫が障がい基礎年金の受給権者であったことがない、または老齢基礎年金などを受けたことがない
- ・夫によって生計を維持されていた

年金額 夫が受けられるはずだった第1号被保険者期間に基づく老齢基礎年金額の4分の3が支給されます。

★手続きまたは問い合わせ…お住まいの区役所の保険年金業務担当

■死亡一時金

死亡一時金は、第1号被保険者として保険料納付済期間が3年以上ある方が、老齢基礎年金または障がい基礎年金を受けずに死亡したとき、生計を同じくしていた遺族に支給されます。

ただし、遺族基礎年金を受けることができる方がいるときは支給されません。2年を経過すると、死亡一時金を受ける権利は消滅します。

※保険料を4分の3免除された期間は4分の1、半額免除は2分の1、4分の1免除は4分の3の月数で計算します。(それぞれ免除された残りの保険料を納めている必要があります。)

※死亡一時金と寡婦年金が受けられる場合は、受給権者の選択によりどちらかひとつが支給されます。

★手続きまたは問い合わせ…お住まいの区役所の保険年金業務担当

死亡一時金の額

保険料納付済期間	金額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

*付加保険料の納付が3年以上ある人は、8,500円が加算されます。

■遺族厚生年金

厚生年金に加入していた方が亡くなったとき、その方に扶養されていた配偶者や子などの遺族に対し、支給されます。ただし、遺族が子や子のある配偶者の場合は、併せて遺族基礎年金が支給されます。

※また、遺族厚生年金を受け取るには受給要件と保険料納付要件を満たさなくてはなりません。

★手続または問い合わせ…お住まいの区を管轄する年金事務所

Ⅲ 貸付のこと

■母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、こどもの福祉を図るために、無利子または低利子で各種資金の貸付を行っています。

12種類の貸付金があり、内容等については次の表のとおりです。

詳しくはお住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当まで、お問い合わせください。※事前相談が必要です。

母子父子寡婦福祉資金一覧表

資金種類	貸付限度額	措置期間	償還期間	資金の内訳
◎ 事業開始	2,930,000円	貸付日から 1年	7年以内	事業を開始するために必要な設備(什器・機械)などを購入する資金
◎ 事業継続	1,470,000円	貸付日から 6ヵ月	7年以内	現在営んでいる事業を継続・拡張するために必要な商品・材料等を購入する資金
技能習得	月額68,000円 運転免許取得の場合 (直接就労に必要な場合に限る) 460,000円	知識技能習得後 1年	20年以内	ひとり親が就労に必要な知識技能を習得するために必要な資金
○ 修業	月額68,000円 運転免許取得の場合 (直接就労に必要な場合に限る) 460,000円	知識技能習得後 1年	20年以内	扶養しているこどもが就労に必要な知識技能を習得するために必要な資金
○ 就職支度	100,000円 特別の場合 330,000円	貸付日から 1年	6年以内	就労するために必要な被服などを購入する資金
医療介護	医療340,000円 特別の場合 480,000円 介護500,000円	医療・介護 期間満了後 6ヵ月	5年以内	医療および介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるために必要な資金
◎ 住宅	1,500,000円 特別の場合 2,000,000円	貸付日から 6ヵ月	6年以内 特別の場合 7年以内	住宅の補修・保全・改築増築等に 必要な資金
生活	技能習得期間中・医療介護資金借受け中の生活を維持するのに必要な生活費補給資金または配偶者のない者となって7年未満・失業中の一時的な生活困窮時の生活費補給資金、配偶者のない者となって7年未満の養育費取得のための裁判費用(詳しくはお問合せください)			
転宅	260,000円	貸付日から 6ヵ月	3年以内	住宅を移転するため住宅の賃貸に際し必要な資金
結婚	300,000円	貸付日から 6ヵ月	5年以内	扶養している子どもの結婚に際し 必要な資金

資金種類	貸付限度額	措置期間	償還期間	資金の内訳
○ 修学	詳しくは、 お問い合わせ ください	卒業後 6ヵ月	20年以内 (専修一般5年以内)	高校・大学等で修学させるための授業料・書籍代・交通費等に必要資金
○ 就学支度		卒業後 6ヵ月	20年以内 (専修一般5年以内)	就学・修業するために必要な被服などを購入する資金

※連帯保証人について

連帯保証人は原則として次の要件を満たす方が対象となります。

- ①申請時に本市または本市近郊に6ヵ月以上居住している、60歳未満の成人であること。
- ②独立の生計を営んでいるか相当の資産もしくは信用を有する者であること。

◎印の資金は貸付審査会議が行われます。

○印の資金は、当該資金の貸付により入学・就職あるいは知識技能を修得する子どもが連帯借受人となります。

◇貸付対象

- 母子父子福祉資金 ・ひとり親家庭の母、または父
 ・ひとり親家庭の母、または父が扶養する子
 (修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金が対象)
 ・父母のない20歳未満の児童
 (修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金が対象)
- 寡婦福祉資金 ・寡婦(寡婦とは配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった方をいいます)
 ・寡婦が扶養する子(修学資金・修業資金・就学支度資金が対象)
 ・40歳以上の配偶者のない女子であって現に子どもを扶養していない方
 (一部所得制限があります) (こどもが成人してから後に夫と死別・離婚した方)
 (夫と死別・離婚した方のうち子どものない方)

※租税等の滞納がある場合や既に他の貸付制度を利用している場合、対象外となることがあります。

◇申請に必要な書類

- ・大阪市母子父子寡婦福祉資金貸付申請書・調査同意書・誓約書
 - ・母子父子寡婦またはこれに準ずることを証明する書類(児童扶養手当証書等)
 - ・ひとり親もしくは寡婦の市町村民税課税状況がわかるもの・戸籍謄本(発行後3ヵ月以内)
 - ・連帯保証人の住民票及び所得証明書等・その他、資金の種類により添付書類が必要です。
- ※貸付日(貸付金の口座振込日)前に必要な経費の一部または全部を支払っている場合は、貸付の対象となりません。

◇償還(返済)方法

償還金は、便利な口座引落または大阪市公金取扱金融機関での窓口払いにより返済できます。口座振替の申し込みに際しては、預金通帳及び届出印をご持参ください。

★申請または問い合わせ…お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当

■生活福祉資金

低所得者・高齢者・障がい者・失業者等の世帯を対象に、経済的自立や生活の安定並びに社会参加の促進を図るために、低利または無利子で必要な各種資金の貸付を行っています。(ただし、各資金とも他制度優先が原則となります)

◇対象者 府下に居住されている方で、

- ①他からの融資を受けることが困難で所得が少ない世帯
- ②介護または療養を要する65歳以上の高齢者の属する世帯
- ③「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」の交付を受けた方の属する世帯
- ④生計中心者の失業により、生計の維持が困難となった世帯

- ◇資金の種類 総合支援資金(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費)／福祉資金(生業・技能習得・住宅増改築・福祉用具購入・障がい者用自動車購入・療養・災害・冠婚葬祭・転居等の経費)／教育支援資金(教育支援費・就学支度費)／緊急小口資金／不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金)
- ◆審査機関 大阪府社会福祉協議会
- ★申請または問い合わせ…大阪市内各区の社会福祉協議会

■緊急援護資金

生活福祉資金等他の公的給付または公的貸付から支給決定を受けた者が、その支払日までに緊急に資金を必要とする場合に、その世帯の援護を目的として資金を貸し付けています。

◇貸付対象(次のすべてに該当する者)

- ・大阪市の同一区内に3か月以上住所を有している者(住民票で3か月以上の居住が確認できること)
- ・生活福祉資金、年金、母子父子寡婦福祉資金、生活保護、その他の公的給付または公的貸付から支給決定を受け、現に当該給付または貸付を受けていない者。
- ・生活保護法に基づく被保護者となっていない者。(ただし、生活福祉資金の教育支援資金就学支度費(短大・大学)を申請中の者は除きます。)
- ・償還の見込みのある者。

◇貸付内容

- ・貸付金額は1世帯あたり10万円以内(単身世帯は5万円以内)の必要と認める金額。
- ・貸付は無利子としますが、償還期限経過後は年5分の利子を徴収します。
- ・保証人は原則不要ですが、貸付内容によっては必要とする場合があります。
- ・償還期限は生活福祉資金等他の公的給付または公的貸付の支払日の翌日に一括返還となります。

★申請または問い合わせ…大阪市内各区の民生委員児童委員協議会事務局(お住まいの区役所内)

IV その他くらしのこと

■生活保護

生活保護制度は、利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用し、民法に定める扶養義務者からの援助や他の法律に定める扶助を受けても、なお生活に困る人に対して、最低限度の生活を保障し、その自立を助けることを目的としています。

★申請または問い合わせ…お住まいの区の保健福祉センター生活保護業務担当

■ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭、寡婦の方で、技能習得のための通学・就職活動等の自立促進や疾病・残業等で一時的に保育や家事・介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、家庭生活支援員の居宅で保育するなど、その生活を支援します。

◇サービス内容

- ①生活援助…利用者居宅における食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品の買い物、医療機関等との連絡、乳幼児の保育
- ②子育て支援…家庭生活支援員の居宅等における乳幼児の保育

◇利用料

利用世帯の区分		利用者の負担額(1時間あたり)	
		子育て支援	生活援助
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市民税非課税世帯	0円	0円
C	児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
D	上記以外の世帯	150円	300円

★申請または問い合わせ…お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当

★家庭生活支援員の派遣依頼・問い合わせ…委託事業者 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

☎06-6371-7146 FAX06-6371-6722

■ファミリー・サポート・センター事業

急な保育ニーズに対応するために、こどもを預けたい方(依頼会員)と子どもを預かりたい方(提供会員)が地域で互いに助け合うシステムです。

(事前にお住まいの区の子ども・子育てプラザ内にあるファミリー・サポート・センターへ会員登録をしてください。)

◇会員登録の条件

依頼会員…市内にお住まいで、概ね生後3ヵ月から10歳未満のこどもがいる方。

提供会員…市内にお住まいで、自宅等でこどもを預かることができる方(男女・資格は問いませんが、5日間程度の講習を受けていただきます)。

◇サポートの内容

①保育所・幼稚園等の保育開始前、保育終了後のこどもの預かり・送迎。

②学校の放課後等のこどもの預かり。

③保護者の急用、育児疲れのリフレッシュ等の場合のこどもの預かりなど。

◇利用料金 ・通常(午前7時～午後8時) 1時間 800円
 ・土曜、日曜、祝日、早朝、夜間等 1時間 900円
 ・交通費、おやつ代、ミルク代等は実費

★登録の申込み、問い合わせ…お住まいの区ファミリー・サポート・センター(37ページを参照)

■エンゼルサポーター派遣事業

核家族等(多胎児養育家庭含む)で、出産後間もない時期に母親や乳児の世話をする者がいないために家事・育児が困難な家庭に「エンゼルサポーター」を派遣し、子育て家庭への家事中心の訪問支援を実施しています。

◇対象 大阪市内に居住し出産後4ヶ月以内の乳児(多胎児含む)がいる家庭で昼間に家事等の援助者がいない家庭

◇利用料 1,000円(1時間)

◇利用時間 月曜日～土曜日(日・祝日、年末年始除く)午前8時～午後6時
 派遣は1日1回(1時間単位で2時間～4時間以内)

★申込み・問い合わせ…委託事業者 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

(利用希望日の10日前までにお申し込みください)

☎06-6371-7146 FAX06-6371-6722

※申請書などは大阪市内の保健福祉センター保健福祉課(子育て支援室)で配布しています。

■ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定(民間団体との連携)

多様化しているひとり親家庭等の状況に対応するため、民間団体と連携協定を締結しています。より幅広い層へ施策の周知等が可能となり、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、社会全体でひとり親を支えていく機運を高めていきます。

締結団体：一般社団法人 日本シングルマザー支援協会、一般社団法人 ひとり親支援協会、特定
非営利活動(NPO)法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西、株式会社 ウチコミ、
一般社団法人ひとり親支援協会、日本法規情報株式会社
※締結日順 同日の場合は50音順(令和2年7月末日現在)

V 住まいのこと

■ひとり親住宅(公営住宅等)

母子家庭、父子家庭で住宅にお困りの方については、一般の市営住宅の入居募集とは別に、毎年1回特別抽選を行い、市営住宅に優先して入居していただけるよう優遇を図っています。収入基準、家賃等は一般の市営住宅と同じです。

◇募集時期 ●市営住宅(今年度は新型コロナウイルスの影響により例年と異なる日程となっておりますのでご注意ください)

- ・福祉目的募集における「ひとり親住宅」(令和2年11月)
- ・定期募集・親子近居住宅募集における「一般世帯向け」又は「子育て世帯(*)向け」(令和2年9月)
- ・定期募集における「一般世帯向け」又は「子育て世帯(*)向け」(令和3年2月)
(*)子育て世帯…高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)の子どもを含む世帯

●府営住宅

- ・総合募集(4月、6月、8月、10月、12月、2月)

ひとり親世帯の方は福祉世帯向けの応募区分にも申込みが可能です。

※大阪市内に所在する府営住宅(建替えなどの事業中住宅を除く)は、平成27年8月1日より大阪市へ移管し、大阪市営住宅となりました。事業中住宅は、事業完了後に大阪市へ移管します。

★問い合わせ…ひとり親住宅 大阪市子ども青少年局こども家庭課 ☎06-6208-8035
市営住宅(一般・子育て) 大阪市住まい公社管理課募集担当 ☎06-6882-7024
(※大阪市住まい公社は大阪市住宅供給公社の愛称です)
大阪市内の府営住宅 藤井寺管理センター(株)東急コミュニティー
☎072-930-1093

■母子生活支援施設

こどもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな事情のため、こどもの養育が十分できない場合に、こどもと一緒に入所でき、その自立の促進のために生活を支援する児童福祉施設です。費用については、課税状況に応じて負担していただけます。

★申請または問い合わせ…お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当

■緊急母子一時保護事業

夫の暴力行為からの逃避、サラ金等による経済的破綻等により、緊急に保護を要する母子を対象に、母子生活支援施設において、2週間を限度に一時保護を行っています。

母子生活支援施設において、居住に必要な備品等の貸与と、日用品等の給付及び緊急生活資金の貸付をします。

★申請または問い合わせ…お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当

Ⅵ 仕事のこと

■ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(2ページを参照してください)

<北区中津1-4-10 大阪市立愛光会館内 ☎06-6371-7146>

母子家庭の母及び父子家庭の父や寡婦の方を対象として、就業(就職)の相談、職業紹介、就業情報の提供などを行っています。(就業情報は愛光会館のホームページにも掲載しています。)

また、資格取得に向けた各種就業支援講習会〔介護福祉士実務者研修、パソコン講習等(一部一時保育あり)〕の開催や在宅就業(パソコンとインターネットなどを活用した在宅ワーク)支援等、一貫した就業自立支援の取り組みを行っています。

■ひとり親家庭サポーターによる就業相談(4ページを参照してください)

各区保健福祉センター福祉業務担当において、週2日または週3日、ひとり親家庭サポーターが就業や自立支援に関する相談、離婚前相談などを担当制で実施しています。就業支援の専門的知識をもつ、ひとり親家庭サポーターが、就職情報を提供するとともに、きめ細かな就業相談を担当制で行います。

■しごと情報ひろば(39ページを参照してください)

就職に向けた支援が必要な方などを対象として、市内4カ所の「しごと情報ひろば」において、無料による職業相談・職業紹介、カウンセリングなどを実施するほか、雇用・就労を実現するために、就労体験やスキルアップのためのセミナー、職業意識の向上をはかる事業などを実施しています。

なお、3カ所の「しごと情報ひろば」では、ハローワークと一体的に運営しており、ハローワークの求人情報端末が設置され、ハローワーク職員が常駐し、職業相談・職業紹介を行います。

◇しごと情報ひろばマザーズ

4カ所のうち1カ所では「しごと情報ひろばマザーズ」をクレオ大阪西に併設し、子育てのためにやむなく離職した女性や母子家庭の母等を対象に、職業相談・職業紹介、キャリアカウンセリング、就業支援セミナーなどの支援を行うとともに、保育士が常駐し、一時保育を実施しています。

また、その他のクレオ大阪各館への出張相談を実施しています。

■地域就労支援センター(39ページを参照してください)

働く意欲がありながら、様々な就労阻害要因を持った方(若年者・中高年齢者・障がい者・ひとり親家庭の親など)や、働くことに不安のある方などを対象として面談や電話による就業相談(一部の区役所では定期的な出張相談)を行い、相談者一人ひとりに応じたきめ細やかなサポートを実施しています。また、ハローワークや地域の就労支援関係機関と協力して、求職者を支援するイベントなども開催しています。

■ハローワーク(公共職業安定所)(39ページを参照してください)

ハローワーク(公共職業安定所)では就職についてのきめ細かな相談を行い、適性や希望にあった求人へ職業紹介を行っています。

また、職業相談の過程で仕事に就く前に知識・技能を身に付けることが必要と認められる場合には、ハロートレーニング(公的職業訓練)を受けることができます。

事務、介護、製造、ITなど多様なコースが年間を通じて実施されており、託児サービス付コースや、一日の訓練時間を3時間以上6時間以下に限定した短時間訓練コースも含まれていますので、子育て中の方もご相談ください。

- ・科目…ビジネスパソコン実践基礎科、介護職員初任者養成研修科、Webデザイナー科など
- ・期間…2ヵ月～2年
- ・受講料…無料(教科書代等の実費は自己負担)

なお、ハローワークでは、求人情報の提供や、各種セミナー、パートの相談・紹介等も行っています。

※ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html>

全国のハローワークの求人情報をインターネットで検索できます。求人情報以外に、全国のハローワークの所在地一覧も提供しています。

※ホームページ「大阪労働局」

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

大阪労働局の組織・業務内容等の案内、労働条件・労働時間・職場の安全衛生等に関する法律等の案内、事業主の方に対する求人申込方法の案内、求人・求職状況・賃金情報等の労働市場データ等の情報を掲載しています。

■大阪マザーズハローワーク (40ページを参照してください)

<中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4階 ☎06-7653-1098>

子育てをしながら就職を希望する方等、仕事と家庭の両立を希望する方のためのハローワークです。「親身になってサポート」をモットーに、予約制・担当制であなたらしい就職活動を支援します。

チャイルドスペース・授乳室を設置、お子様連れでも安心です！

- ・仕事と子育ての両立に理解ある企業の求人など欲しい情報を提供
- ・スキルアップを目指した職業訓練のご相談

・子育て中の方どうして情報交換してもらえる託児付きセミナー

◇ご利用時間 月～金 午前10時～午後6時30分(土曜・日曜・休祝日・年末年始休み)

※ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-mother/>

■大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター

<中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター3階 ☎06-6762-9020>

大阪福祉人材支援センターは福祉専門の無料職業紹介所です。福祉分野での仕事をお探しの方に対して職業紹介、職種や資格などに関する職業相談、就職までのサポートを行っています。(すべて無料)

「託児所、事業所内保育所あり」「短時勤務が可能」「お休みしやすい環境」など、子育てを支援する求人をご用意しています。また、小さいお子様連れでも気軽に求人検索やご相談いただけるよう、おもちゃや絵本などがあるキッズスペースもあります。

◇開設日時 月～金曜日 午前9時～午後5時 ※土・日・祝・年末年始休

(職業紹介は 午前9時～午前11時45分、午後1時～午後4時)

※大阪福祉人材支援センター ホームページアドレス <http://www.osakafusyakyoku.or.jp/fcenter/>

※【福祉のお仕事】求人検索サイト <https://www.fukushi-work.jp/>

■大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課(労働相談センター)

<中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館3階 ☎06-6946-2600>

働く上での様々な相談や、職場におけるセクシュアルハラスメントなど労働問題全般についての相談を行っています。「セクハラ・女性相談」については、ご希望により女性相談員の対応も可能です。(電話及び面談)

労働相談専用電話 ☎06-6946-2600

セクハラ・女性相談専用電話 ☎06-6946-2601

また、パンフレット等、幅広い労働情報の提供もしています。

◇開設日時 平日 午前9時～午後0時15分まで

午後1時～午後6時まで

夜間相談日 毎週木曜日(平日)午後8時まで

※ホームページアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/rodokankyo/>

■OSAKAしごとフィールド(大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課)

<中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館2・3階 ☎06-4794-9198>

安定就業を希望する方に対して、キャリアカウンセリングやセミナー等の実施により就職活動を支援する施設です。

働くママ応援コーナーでは、キャリアカウンセリングや保育所探しのアドバイスなどを行っています。民間保育所と連携し、子どもの一時預かりサービスも行っていきます。

また、同じ施設内にある大阪東ハローワークコーナーにて求人の検索や応募も可能です。

◇開設日時 月～金曜日 午前9時30分～午後8時

土曜日 午前9時30分～午後4時 ※日・祝・年末年始休

働くママ応援コーナー 月～金曜日 午前10時～午後5時30分(午後4時30分受付終了)

大阪東ハローワークコーナー 月～金曜日 午前10時～午後6時30分 ※土・日・祝・年末年始休

*ホームページアドレス <http://shigotofield.jp/>

■A´ワーク創造館

<浪速区木津川12-3-8 ☎06-6562-0410>

パソコン、資格、CAD、Webデザイン、貿易、経理講座、コミュニケーションなど仕事に役立つ講座を開催しています。ひとり親家庭の親(児童扶養手当受給中の方)には、受講料の割引(25%割引・テキスト代除く)があります。また、キャリアプランを一緒に考える「あしたのキャリア相談」も無料ご利用いただけます。くわしくはお問合わせください。

・休館 日曜日・祝日

・開館 月曜日～土曜日 午前9時30分～午後6時

*ホームページアドレス <http://www.adash.or.jp/>

■ひとり親家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の母または父の安定した就労のために、職業能力の開発支援、修業期間中の生活支援を図るため実施しています。

◇ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

仕事に必要な資格や技術を身につけるため、事前の就業相談を通じて指定した講座を受講し、修了後に決められた手続きをすれば、支払った費用の一部を支給します。

①雇用保険の教育訓練給付制度(一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金)の受給資格がない方…入学科及び受講料の6割相当額

※専門実践教育訓練給付金は、6割相当額が修学年数に20万円を乗じて得た額を超える時は、修学年数に20万円を乗じて得た額(上限80万円)

②上記以外の方…入学科及び受講料の6割相当額から教育訓練給付制度(一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金)の受給額を差し引いた額

※別途、ハローワークで教育訓練給付制度(一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金)の支給申請が必要です。

◇ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等

●高等職業訓練促進給付金

就職や転職に有利な資格(看護師・保育士等)を取得するため、養成機関で1年以上修業する場合に、訓練受講中の生活の安定を図るため、修業期間の全期間(上限3年、一部上限4年)支給します。

①市町村民税非課税世帯 月額 141,000円

②市町村民税課税世帯 月額 70,500円(最終学年時は、月額110,500円)

●高等職業訓練修了支援給付金(修了後支給)

①市町村民税非課税世帯 50,000円

②市町村民税課税世帯 25,000円

●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を活用して、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的として、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(入学準備金として500,000円以内)を貸し付けています。大阪市の補助事業として、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会が事業を行います。詳しくは、大阪市社会福祉協議会までお問い合わせください。(☎06-6765-5606)

◇ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を修了したとき及び合格したときに、講座受講費用の一部を支給します。また、ひとり親家庭等のこども(25歳未満)も対象とします。

- ・受講修了時給付金 受講費用の6割(下限12千円 上限15万円)
- ・合格時給付金 受講費用の4割(上限10万円)

◇ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金

就職に有利な資格取得のため、専門学校等受験対策講座(予備校など)を受講する場合にかかる経費について、講座の受講費用の一部を支給します。

- ・受講修了時給付金 受講費用の6割(上限20万円)
- ・合格時給付金 受講費用の4割(上限13万円)

★申請または問い合わせ…ひとり親家庭サポーター(4ページを参照してください)

■教育訓練給付制度

雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険法による給付制度です。

◇一般教育訓練給付金

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)または被保険者であった方(離職者)が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額(上限あり)が支給されます。

◇特定一般教育訓練給付金

令和元年10月より、一定の要件を満たす雇用保険の被保険者※(在職者)または被保険者であった方(離職者)が厚生労働大臣の指定する特定一般教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練施設に支払った受講料等の40%に相当する額(上限あり)が支給されます。

◇専門実践教育訓練給付金

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)または被保険者であった方(離職者)が厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練の受講を開始し、受講中及び修了した場合に、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の50%(平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練においては40%)に相当する額(上限あり)が支給され、さらに定められた資格取得等の要件を満たすと、20%に相当する額(上限あり)が追加して支給されます。

◇教育訓練支援給付金(専門実践教育訓練の受講開始日が令和4年3月31日以前)

専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち、一定の要件を満たす方が、訓練期間中に失業状態かつ基本手当を受けることができない日について、基本手当の日額に相当する額の80%(平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練においては50%)が支給されます。

※この項目において、被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

◆支給要件などは、大阪労働局のホームページ(15ページを参照)でご覧いただけます。

★問い合わせ…ハローワーク

Ⅶ 養育費と面会交流のこと

■養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費、教育費、医療費などです。親の養育費支払い義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務(生活保持義務)であるとされています。

■養育費の取り決めについて

養育費は、父母が離婚する前にきちんと話し合っておくことがとても大切です。離婚後であっても、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、子どもと離れて暮らしている親に対して養育費を請求することができますが、協議は難航するかもしれません。

話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

■面会交流とは

離婚後または別居中に、子どもと一緒に暮らしていない親が子どもと面会及びその他の交流を行うことです。たとえ、両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感ができることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。

■主な相談先

- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター (14ページを参照してください)
- ・区保健福祉センターでの相談(母子・父子自立支援員) (2ページを参照してください)
(ひとり親家庭サポーター) (4ページを参照してください)
- ・養育費相談支援センター ☎03-3980-4108 ☎0120-965-419
メール相談: info@youikuh.or.jp
- ・大阪ファミリー相談室 ☎06-6943-6783 ※有料相談のため、事前にご連絡ください。

■「離婚・養育費」に関する専門相談

離婚・養育費に関する悩みをお持ちの未成年の子ども(胎児含む)がいる父母のために、弁護士による専門相談を各区役所で年2回実施しています。大阪弁護士会所属の弁護士が、法律的な知識を要する問題の相談に応じ、アドバイスを行います。費用は無料。秘密は厳守いたします。

◇相談時間 午後2時～午後5時(1人あたり45分以内)

★申込みまたは問い合わせ…保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当

※市内在住ではあれば、どちらの区でも相談できます。

■大阪市立愛光会館(母子・父子福祉センター)における法律相談

離婚に関する相談であれば、離婚を考えておられる方も対象にしています。

詳しくは、2ページを参照してください。

■養育費に関する公正証書等作成促進補助金

ひとり親家庭の母または父の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、公正証書等作成にかかる本人負担費用等が補助されます。

・補助金額 対象経費全額(養育費に関する取り決めにかかった経費のみ)

※具体的に対象となる文書は、確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書などです。

★申請または問い合わせ…ひとり親家庭サポーター(4ページを参照してください)

■養育費の保証促進補助金

ひとり親家庭の母または父の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用(保証料)が補助されます。児童扶養手当を受給できる所得水準にあることや、調停調書など養育費の取り決めに係る債務名義を有していることなど条件があります。

・補助金額 月額養育費と5万円を比較して少ない方の金額

★申請または問い合わせ…ひとり親家庭サポーター(4ページを参照してください)

VIII こどもの心配ごと

■こども相談センター

大阪市こども相談センター

<中央区森ノ宮中央1-17-5 ☎06-4301-3100 担当区:下記4区を除く20区>

大阪市南部こども相談センター

<平野区喜連西6-2-55 ☎06-6718-5050 担当区:阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区>

18歳未満のこどもの養育・障がい・非行・虐待・不登校・いじめ・しつけなどこどもに関する問題の相談を受けています。

こども相談センターには、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、教職経験者などの専門スタッフが配置され、適切な助言、指導を行うほか、必要に応じて、心理学的・医学的な判定、診断、治療も行っています。教育にかかわる相談は、学校園と連携し援助を進めます。また、必要に応じて児童養護施設、乳児院などの児童福祉施設への入所措置を行うほか、里親への委託、一時保護、メンタルフレンドの派遣や通所事業なども行っています。

児童虐待に関する相談・通告は…

大阪市児童虐待ホットライン(24時間365日対応)

まずは一報 なにわっ子

0120-01-7285

いじめ・不登校等学校教育に関する相談は…

電話教育相談(こども専用) 06-4301-3140

電話教育相談(保護者専用) 06-4301-3141

月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後7時

24時間こどもSOSダイヤル **0120-0-78310**

(全国共通なやみいおう)

■各区保健福祉センター子育て支援室

子育て支援室では、相談担当職員のチームが、こどもの心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、子どもに関するさまざまな相談に応じるほか、各機関との連携により専門機関を紹介したり、地域での子育てに関する情報提供を行ったりしています。

また、児童虐待に関する相談や情報の提供も受け付けています。

相談日時 月～金曜日(祝日・年末年始は休み)午前9時～午後5時30分

■クレオ大阪子育て館

<北区天神橋6-4-20 講座等の申込み ☎06-6354-0106

電話相談 ☎06-6354-4152>

子育てに関するあらゆる心配ごとについて気軽に相談ができます。電話相談のほかにも専門家による面接相談や、子育てに関する各種講座の開催、ホームページなどによる情報提供を行っています。

◇開館時間 午前10時～午後9時(土・日・祝日は午後5時までです)

年末年始は休み

※ホームページアドレス <http://www.osaka-kosodate.net/>

■乳幼児の育児相談

こどもの発育、しつけ、生活習慣など、日ごろ育児のことで悩んでおられる方が気軽に相談できる窓口です。市内のすべての保育所または下記の乳児院で、相談をお受けします。

◇公立保育所

- ・受付曜日、時間、月曜日～金曜日(ただし、祝日・年末年始は除く)午前10時～午後2時
- ・電話番号のお問い合わせは、こども青少年局保育所運営課 ☎06-6208-8121

◇民間保育所

- ・電話番号のお問い合わせは、こども青少年局保育企画課 ☎06-6208-8031

◇乳児院

相談室	電話番号	受付日及び時間
大阪乳児院	06-6372-1602	毎日午前9時～午後5時 (ただし夜間でも対応可 必要に応じて面接相談可)
すみれ乳児院	06-6958-6066	
くるみ乳児院	06-6180-5062	
四恩学園乳児院	06-6607-2220	
四恩みろく乳児院	06-6607-2220	
聖母託児園	06-6699-7221	
大念仏乳児院	06-6791-5410	

(祝日・年末年始は除く)

■子どもの虐待ホットライン

<特定非営利活動法人児童虐待防止協会内 ☎06-6646-0088>

「ついこどもに手をあげてしまう」など、こどもを虐待してしまいそうといった悩み、相談に応じています。

- ・開設日時 月曜日～金曜日 午前11時～午後4時 土日祝日・年末年始・お盆(8/13、8/14)は休み

■子ども何でも相談(大阪弁護士会)

<北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館内 ☎06-6364-6251>

子どもの人権に関する電話相談に弁護士が応じています。

- ・開設日時 水曜日 午後3時～午後5時 第2木曜日 午後6時～午後8時

■妊娠SOS

<☎0725-51-7778>

思いがけない妊娠に悩む人の気持ちに寄り添って、必要な正しい情報や適切な支援サービスの紹介を電話またはメールで行っています。

- ・電話相談受付日時 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
日曜日 正午～午後6時
祝日・年末年始は休み
- ・ホームページURL <http://www.ninshinsos.com/>
- ・ホームページURL(携帯) <http://www.ninshinsos.com/m/>

■APCC相談室(思春期妊娠危機センター)

<天王寺区東高津町12-10-210公益社団法人家庭養護促進協会内 ☎06-6761-1115>

妊娠またはその疑いのある十代の女性(またはそのパートナー)へ助言や指導、性や妊娠に関する悩みごとにソーシャルワーカーが応じます。

- ・開設日時 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時 祝日・年末年始は休み

■大阪市若者自立支援事業 コネクションズおおさか

<北区梅田1-2-2-400 大阪駅前第2ビル4階 ☎06-6344-2660>

コミュニケーションが苦手で、なかなか一歩が踏み出せない、働きたいけれど、学校を卒業してから長いブランクがあって、何からはじめていいのかわからないなど、15歳から39歳までの現在仕事についていない若者を対象に、個々のニーズや状況に応じて、社会参加に向けた自立への支援を行います。なお、コネクションズおおさかは、就労に向けた支援を行う地域若者サポートステーションと一体的に運営しています。

・開設日時 火曜日～土曜日 午前10時30分～午後6時30分(来所での受付は午後6時まで)

※毎月第3金曜日は午前10時30分～午後8時30分(来所での受付は午後8時まで)

・休室日 日・月・祝日・年末年始

※ホームページアドレス <http://www.connections-osaka.com>

Ⅹ 子どもの保育関連

■保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業

保護者の方が仕事や病気などのため、家庭でできない場合、0歳(原則として生後6ヵ月以上)から小学校就学前のこどもをお預かりします。

◇保育料(月額)

その世帯の市町村民税額の合計により決定します。

未婚のひとり親の方に対しては、申請により、寡婦(夫)に該当するものとみなし、保育料の軽減を行います。

平成28年度から、子ども・子育て支援新制度の改正により、市町村民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯等に対して、保育料の負担軽減制度が拡充されています。また、こどもが2人以上いる世帯(多子世帯)で市町村民税所得割額77,101円未満の場合、保育料の負担軽減の制度が拡充されています。平成29年度からは、1人目のこどもの保育料がさらに軽減されています。

令和元年10月より国において幼児教育・保育の無償化が開始され、3～5歳児及び市町村民税非課税世帯の0～2歳児の保育料は無料となります。

また、事前に保育の必要性の認定を受けたお子さんが市町村の確認を受けた認可外保育施設等に通う場合、月額37,000円(市町村民税非課税世帯の0～2歳児は月額42,000円)を上限に支払った利用料に対して給付いたします。

★申込みまたは問い合わせ…お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課保育業務担当

■一時預かり事業

保護者の方の傷病、介護、冠婚葬祭または労働・職業訓練、就学、あるいはリフレッシュなどのために一時的に保育が必要な場合に、小学校就学前のこどもを預かります。(市内の保育所等68ヵ所で実施。直接実施施設にお申し込みください。)

【対象者】

大阪市に住所を有し、保育所等を利用していない小学校就学前のこども

【開設日時・利用料金等】

		曜日	開設時間	利用料
平日	通常の施設	月～金	おおむね8時間	0歳児2,700円 1,2歳児2,000円 3歳児以上1,200円
	基幹型施設	月～土	9時間	
休日		日・祝日、年末年始	9時間	0歳児3,600円 1,2歳児2,700円 3歳児以上1,600円

・生活保護世帯：無料

・市民税非課税世帯のうちひとり親世帯または障がい児(者)世帯：無料

・市民税非課税世帯：半額減免

※8時間を超える利用には延長料金がかかります。

※給食費等は別途必要です。また、利用料の減免を受けるには証明書が必要です。

一時預かり事業実施施設一覧

※事業実施時間：おおむね8時間。ただし、「◎」の施設(基幹型施設)はおおむね9時間[令和2年4月1日現在]

一時預かり事業実施施設(令和2年4月1日時点:68ヵ所)		
◎は基幹型施設		
施設名	所在地	電話番号
きたの旭ヶ丘学園	北区兔我野町3-10	06-6361-8344
さつき保育園	北区本庄西3-13-5	06-6374-2537
一時預かり事業 まめっこ	北区大淀中1-16-13みつる会館1階	06-6453-1112
都島第2乳児保育センター	都島区都島本通3-16-10	06-6921-7221
御幸保育所 ◎	都島区御幸町2-7-13	06-6922-2000
認定こども園 東野田ちどり保育園	都島区東野田町4-15-20	06-6358-1415
認定こども園 内代まつのはな保育園	都島区都島北通2-9-16	06-6921-5515
認定こども園 なのはなこども園	都島区都島南通1-9-1	06-6921-6818
幼保連携型認定こども園 海西ひばりこども園	福島区海老江8-13-21	06-6455-6005
幼保連携型認定こども園 玉川ひばりこども園	福島区玉川11-6-2	06-6444-1225
らぼーる一時預かり託児ルーム	福島区鷺洲3-10-13ハイツニチカン103号	06-7176-2778
秀野保育園	此花区西島1-5-1-100	06-6464-1045
天使保育園 ◎	此花区春日出中1-15-13	06-6461-3713
南大江保育所 ◎	中央区農人橋1-1-2	06-6920-0280
ソフィア南堀江保育園	西区南堀江3-13-5-201	06-6532-3017
うつぼほんまち保育園	西区鞆本町1-19-13	06-6446-2003
ポプラ保育園	西区京町堀2-1-19	06-6447-0067
善児園	港区港晴3-16-6	06-6571-0258
認定こども園 波除学園	港区波除5-4-7	06-6585-3392
八幡屋保育所 ◎	港区八幡屋3-11-6	06-6576-4320
認定こども園 ファミリー	大正区三軒家東5-7-14	06-6553-9898
味原保育所	天王寺区味原町9-6	06-6762-0150
かのかん保育園(一時預かり)	天王寺区清水谷町8-19-202	06-4303-3550
すくすく保育園	天王寺区国分町18-3	06-6771-2590
小田町保育所 ◎	浪速区塩草2-1-12	06-6562-0008
青空保育園	西淀川区中島1-14-5	06-6472-7008
佃保育所 ◎	西淀川区佃4-9-9	06-6473-9596
よどっこ保育園	西淀川区千舟3-9-30	06-6474-6698
十三保育園 ◎	淀川区野中南2-2-6	06-6301-6479
幼保連携型認定こども園 博愛社こども園	淀川区十三元今里3-1-72	06-6302-3405
認定こども園みくにひじり幼稚園	淀川区西三国3-17-32	06-6393-6356
徳蔵寺保育園	東淀川区東中島1-5-5	06-6323-0640
幼保連携型認定こども園聖愛園 ◎	東淀川区東淡路2-7-5	06-6321-3201
幼保連携型認定こども園豊新聖愛園	東淀川区豊新3-25-5	06-6325-2405
ぽっかぽか保育ルーム・上新庄	東淀川区上新庄2-11-20-101	06-6370-4138
豊里第1保育所	東淀川区豊里7-21-23	06-6328-5200
つみき保育園	東成区大今里南3-5-24	06-6976-0350
たまつくりランド	東成区東小橋1-10-2	06-6972-1151
大阪聖和保育園 ◎	生野区桃谷5-4-5	06-6777-2580
日の出箕西園	生野区箕西4-2-6	06-6757-4151
大阪YWCA大宮保育園	旭区大宮5-7-15	06-6955-5931
平和の子保育園 ◎	旭区新森7-1-5	06-6954-0524
今福保育園	城東区今福南2-21-14	06-6931-2890
嶋野保育所	城東区嶋野西5-3-3-100	06-6965-7121
野江まつのはな保育園	城東区野江2-12-15	06-6934-1101
諏訪保育園	城東区諏訪1-8-5	06-6961-0820

施設名	所在地	電話番号
認定こども園城東ちどり保育園 ◎	城東区諏訪3-6-33	06-6167-3755
鶴見はとぼっぼ保育園	鶴見区横堤5-5-51	06-6911-1200
トレジャーキッズよこづつみ保育園	鶴見区横堤5-8-9	06-6780-4871
幼保連携型認定こども園 茨田大宮こども園 ◎	鶴見区茨田大宮3-1-43	06-6911-0101
つどいの広場ソフィア(一時預かり)	鶴見区緑1-11-3-201	06-6180-3550
望之門保育園	阿倍野区阿倍野筋5-13-17	06-6651-7741
きのみ保育園	住之江区南港中4-2-30	06-6612-2800
きのみむすび保育園	住之江区西加賀屋4-4-10	06-6682-3001
御崎保育所	住之江区御崎7-2-4	06-6685-6693
やまと保育園	住之江区北島3-17-1	06-6682-1741
四恩るり保育園	住吉区苅田4-3-15	06-6692-5071
藤こども園	住吉区山之内元町6-2	06-6697-2131
第2めげえ保育園	東住吉区西今川1-5-28	06-6713-1558
認定こども園 育和学園幼稚園	東住吉区西今川1-19-2	06-6713-0552
認定こども園 湯里保育園	東住吉区中野4-14-6	06-6705-0595
喜連保育所 ◎	平野区喜連6-7-44	06-6790-2800
加美第2保育所	平野区加美南1-9-45	06-4303-8528
末次保育園	平野区加美北5-4-15	06-6792-6455
長吉六反保育園	平野区長吉六反1-7-17	06-6707-8536
平野愛和学園	平野区平野東4-2-13	06-6791-7251
玉出東保育園	西成区玉出東1-6-6	06-6653-6700
松之宮保育所 ◎	西成区旭2-7-17	06-6562-6308

休日の一時預かり事業実施施設(令和2年4月1日現在:20ヵ所) ※保育時間:概ね9時間		
施設名	所在地	電話番号
御幸保育所	都島区御幸町2-7-13	06-6922-2000
海老江保育所	福島区海老江6-1-9	06-6451-5734
天使保育園	此花区春日出中1-15-13	06-6461-3713
南大江保育所	中央区農人橋1-1-2	06-6942-0590
梅本保育所	西区本田1-4-50	06-6581-2009
八幡屋保育所	港区八幡屋3-11-6	06-6576-4320
小田町保育所	浪速区塩草2-1-12	06-6562-0008
姫島保育所	西淀川区姫島4-21-7	06-6471-0859
十三保育園	淀川区野中南2-2-6	06-6301-6479
幼保連携型認定こども園 聖愛園	東淀川区東淡路2-7-5	06-6321-3201
東小橋保育所	東成区東小橋3-7-4	06-6971-3970
大阪聖和保育園	生野区桃谷5-4-5	06-6777-2580
平和の子保育園	旭区新森7-1-5	06-6954-0524
鯨江保育所	城東区今福西1-13-4	06-6931-8080
認定こども園 城東ちどり保育園	城東区諏訪3-6-33	06-6167-3755
幼保連携型認定こども園 茨田大宮こども園	鶴見区茨田大宮3-1-43	06-6911-0101
阪南保育所	阿倍野区阪南町3-26-13	06-6623-0277
鷹合保育所	東住吉区鷹合1-5-16	06-6696-3891
喜連保育所	平野区喜連6-7-44	06-6790-2700
松之宮保育所	西成区旭2-7-17	06-6567-3460

★問い合わせ…こども青少年局 管理課 ☎06-6208-8111

■病児・病後児保育事業

大阪市内に住所を有しており、病気の回復期で保育所などに通うことができず、また保護者の方の仕事の都合で家庭での保育が困難な場合、こどもをお預かりします。回復期に至らないこどももお預かりできる施設もあります。利用には事前に登録が必要です。下記の実施設に直接ご連絡ください。

◇開設日時 月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）おおむね午前8時～午後5時

◇利用料（日額）生活保護世帯 市民税非課税世帯 無料

所得税非課税世帯 1,200円（ひとり親世帯の方は600円）

所得税課税世帯 2,500円（ひとり親世帯の方は1,200円）

（ただし、ひとり親世帯の方の減免は、児童手当の所得制限限度額内の方に限ります。）

※別途食事費等の実費負担があります。

※利用料の減免を受けるには、証明書類の提出が必要です。

◇実施施設

※	施設名	所在地	電話番号
●	なかざき病児保育室	北区中崎 2-3-30	06-6371-3850
	大淀保育所	北区大淀中 4-9-11	06-6458-6200
	都島友洲乳児保育センター	都島区友洲町 1-6-3	06-6929-1580
●	くまだ内科・小児科クリニック	福島区玉川 4-13-22	06-6445-6005
	南大江保育所	中央区農人橋 1-1-2	06-6942-0590
●	病児保育室リトルベアーWEST	西区江戸堀 2-7-32	06-6448-5888
●	病児・病後児保育室キッズケアはなぞの	西区千代崎 1-16-10	06-6586-5555
●	病児保育室ぴ〜よんルーム	港区南市岡 1-7-1	06-6575-9774
	入舟寮	港区池島 3-7-18	06-6571-1515
●	大正病院	大正区三軒家 5-4-16	06-4394-8560
●	四恩学園	天王寺区逢阪 2-8-41	06-6771-9360
●	有田医院	浪速区桜川 4-11-16	06-6562-1605
●	病児保育室リトルベアーYodo	淀川区宮原 2-11-6	06-6396-9310
	加島第1保育所	淀川区加島 1-32-17	06-6309-3090
	博愛社	淀川区十三元今里 3-1-72	06-6301-0367
●	藤本クリニック	東淀川区豊里 5-21-15	06-6325-3850
	日之出保育所	東淀川区東中島 4-11-25	06-6323-9800
●	浦岡小児科	生野区中川東 2-13-17	06-6753-8324
	中川保育所	生野区中川 2-4-26	06-6751-5177
●	中野こども病院	旭区新森 4-13-17	06-6952-4561
●	すみれ病院・すみれ乳児院	城東区古市 1-19-23	06-6934-8868
●	福田クリニック	城東区関目 1-3-11-201	06-6930-1188
	認定こども園城東ちどり保育園	城東区諏訪 3-6-33	06-6167-3755
	のぎく保育園	鶴見区諸口 5-浜 14-6	06-6913-9622
	望之門保育園	阿倍野区阿倍野筋 5-13-17	06-6651-7741
	御崎保育所	住之江区御崎 7-2-4	06-6685-6693
	浅香東保育園	住吉区浅香 1-1-38	06-6697-5987
	住吉保育所	住吉区帝塚山東 5-9-4	06-6678-7031
	矢田教育の森保育所	東住吉区矢田 5-2-12	06-6692-0053
●	中谷小児内科クリニック	平野区加美正覚寺 2-10-29	06-6796-3175
	大念仏乳児院	平野区平野上町 1-7-3	06-6791-5410

※	施設名	所在地	電話番号
●	大阪きづがわ医療福祉生活協同組合西成民主診療所	西成区松 2-1-35	06-6656-6105
	松之宮保育所	西成区旭 2-7-17	06-6567-3460

※ ●印の施設では病児保育の対応も可能

★問い合わせ…こども青少年局 管理課 ☎06-6208-8111

■子どものショートステイ事業

大阪市に住所を有する小学校就業前のこどもで、保護者の方が病氣・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張・学校等への公的行事への参加・育児不安や育児疲れ等で、一時的に子育てが困難なとき、1週間を限度として乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設等でお預かりすることができます。

◇利用料(月額) 0・1歳児/月額1,100円(ひとり親家庭、養育者家庭、市民税非課税・被災世帯)
2歳以上児/月額1,000円(ひとり親家庭、養育者家庭、市民税非課税・被災世帯)

※ひとり親家庭で市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料。

※利用料の減免を受けるには、証明書類の提出が必要です。

※利用料は寝具・食事・入浴などの費用です。

医療機関で治療を受けた場合の治療費・交通費などは別途負担になります。

※(ひとり親家庭等以外の利用料:0・1歳児/月額5,350円、2歳以上児/月額2,750円)

下記の施設に直接お申込みください。

◇実施施設

	施設名	所在地	電話番号
0歳児・1歳児	大阪乳児院	北区芝田 2-10-39	06-6372-1602
	すみれ乳児院	旭区新森 7-8-16	06-6958-6066
	くるみ乳児院	鶴見区緑 1-18-30	06-6180-5062
	四恩学園乳児院	住吉区苅田 4-3-9	06-6607-2220
	四恩みろく乳児院	住吉区苅田 4-3-9	06-6607-2220
	聖母託児園	東住吉区南田辺 4-5-2	06-6699-7221
	大念仏乳児院	平野区平野上町 1-7-3	06-6791-5410
2歳以上児	入舟寮	港区池島 3-7-18	06-6571-1000
	池島寮	港区池島 2-5-52	06-6571-0200
	高津学園(休止)	天王寺区城南寺町 1-10	06-6761-1663
	四恩たまみず園	天王寺区逢阪 2-8-43	06-6771-9360
	博愛社	淀川区十三元今里 3-1-72	06-6301-0367
	田島童園	生野区林寺 5-11-24	06-6731-2321
	聖家族の家	東住吉区南田辺 4-5-2	06-6699-7221

★問い合わせ…こども青少年局 管理課 ☎06-6208-8111

■児童福祉施設等

乳 児 院	保護者の病気や離婚などによって、育てることが困難になったこども(おおむね2歳まで)を保護者に代わって養育する施設です。
児 童 養 護 施 設	保護者の病気や離婚などによって、育てることが困難になったこども(おおむね2歳～18歳未満)を保護者に代わって養育する施設です。
母子生活支援施設	13ページ参照
福祉型障がい児入所施設	障がいのある児童を入所させ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにするための施設。
医療型障がい児入所施設	障がいのある児童を入所させ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにするとともに、治療を行う施設。
児童発達支援センター	障がいのある未就学の児童を保護者のもとから通所させ、独立自活に必要な知識・技能の付与等を行うとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、中核的な療育支援を行う施設。
児童発達支援事業	未就学児を対象とした、障がいのある児童やその家族に対する支援を行う身近な療育の場。
放課後等デイサービス	就学児童を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行い自立の促進を図るとともに、放課後等の居場所づくりを促進する場。
児童心理治療施設	心理的問題等を抱え、日常生活の多岐にわたり支障をきたしているこどもとその家族に、専門的な治療や生活指導を行う施設です。
児童自立支援施設	非行や家庭内暴力など、家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導などが必要なこどもの諸問題を豊かな自然環境の中で、職員と生活を共にしながら必要な指導を行い、その自立を支援する施設です。
助 産 施 設	経済的な理由により病院などで出産できない妊産婦に助産施設への入院・出産費用を一部助成します。
里 親	さまざまな事情で親とは暮らせないこどもを、その保護者に代わって深い愛情と理解をもってご家庭で育てていただく制度です。里親には、親が引き取れるまでの期間児童を養育する養育里親、養子縁組を前提とする養子里親、両親が死亡・行方不明等の状態にある児童を扶養義務者及びその配偶者である親族が養育する親族里親、被虐待児等の心身のケアをしながら養育する専門里親があります。
ファミリーホーム	こどものひとりひとりに適した多様な養育環境を提供するため、家庭的な環境のもとで、こどもの養育に関し、相当の経験を有する養育者等によりきめ細かな養育を行います。

★相談または問い合わせ…

大阪市子ども相談センター ☎06-4301-3100(担当区:下記4区を除く20区)

大阪市南部子ども相談センター ☎06-6718-5050(担当区:阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区)
 (母子生活支援施設・助産施設・児童発達支援センター・児童発達支援事業・放課後等デイサービスについては、お住まいの区の保健福祉(福祉)課福祉業務担当におたずねください。)

■子ども・子育てプラザ

乳幼児期の親子や地域の子育て仲間、就学期のこどもの交流の場所として、講座、イベントの開催など、子育て層を応援するとともに、さまざまな子育てに関する情報を提供しています。

- ・子育てに関するさまざまな情報の提供
- ・子育て活動を行うグループに対する活動への助言や活動場所の提供
- ・子育て支援講座や親子イベントの開催
- ・自由な遊び場の提供やクラブ活動などの実施
- ・乳幼児とその保護者が自由に遊べ、お互いに交流できる「つどいの広場」の実施

◇実施場所、問い合わせ先

各区実施場所	所在地	電話番号
北 区 子ども・子育てプラザ	北区本庄東 1-24-11	06-6374-0870
都 島 区 子ども・子育てプラザ	都島区中野町 5-15-21	06-6923-0150
福 島 区 子ども・子育てプラザ	福島区海老江 6-1-14	06-6453-0207
此 花 区 子ども・子育てプラザ	此花区四貫島 2-26-17	06-6463-1881
中 央 区 子ども・子育てプラザ	中央区島之内 2-12-6	06-6213-2171
西 区 子ども・子育てプラザ	西区本田 3-7-2	06-6582-9553
港 区 子ども・子育てプラザ	港区磯路 2-11-10	06-6573-7792
大 正 区 子ども・子育てプラザ	大正区泉尾 3-9-16	06-6554-5377
天王寺区 子ども・子育てプラザ	天王寺区味原町 9-14	06-6763-3525
浪 速 区 子ども・子育てプラザ	浪速区下寺 2-2-12	06-6643-0694
西淀川区 子ども・子育てプラザ	西淀川区姫里 2-13-22	06-6474-7245
淀 川 区 子ども・子育てプラザ	淀川区新高 1-11-19	06-6395-6420
東淀川区 子ども・子育てプラザ	東淀川区豊新 2-1-4	06-6327-5650
東 成 区 子ども・子育てプラザ	東成区東中本 2-3-16	06-6976-0300
生 野 区 子ども・子育てプラザ	生野区巽北 2-4-16	06-6752-8000
旭 区 子ども・子育てプラザ	旭区森小路 2-5-29	06-6955-1144
城 東 区 子ども・子育てプラザ	城東区今福西 1-1-39	06-6933-2880
鶴 見 区 子ども・子育てプラザ	鶴見区今津中 1-1-14	06-6967-1033
阿倍野区 子ども・子育てプラザ	阿倍野区阪南町 2-23-21	06-6623-1775
住之江区 子ども・子育てプラザ	住之江区浜口西 3-4-22	06-6674-5405
住 吉 区 子ども・子育てプラザ	住吉区南住吉 2-18-21	06-6693-2970
東住吉区 子ども・子育てプラザ	東住吉区東田辺 2-11-28	06-6699-3600
平 野 区 子ども・子育てプラザ	平野区瓜破 3-3-64	06-6707-0900
西 成 区 子ども・子育てプラザ	西成区梅南 1-2-6	06-6658-4528

◇利用時間 午前9時～午後9時(日曜日は午後5時30分まで)

◇休 館 日 月曜日(7月21日～8月31日は除く)・祝日(5月5日「こどもの日」、8月11日「山の日」は除く)
年末年始(12月29日～1月3日)

◇利 用 料 無料(事業により実費を徴収する場合有り)

★問い合わせ…各区子ども・子育てプラザ及び子ども青少年局管理課 ☎06-6208-8112

■児童いきいき放課後事業

市内の全市立小学校において、平日の放課後や土曜日、長期休業日中などに、活動の場を提供し、児童の健全育成をめざすものです。平日は放課後から午後6時まで、土曜日・長期休業日中は午前8時30分から午後6時まで、小学校区内の全児童を対象に実施しています。

なお、利用料は無料ですが、児童の安全管理に要する経費として年額500円を負担していただきます。

※一部の小学校については、午後6時から午後7時までの時間延長等を有料で実施

■留守家庭児童対策事業

保護者に代わり、放課後における留守家庭児童(小学生および障がいのある中高生)の健全育成を図るための事業者(放課後児童クラブ)に対して、事業運営費の一部を補助しています。

なお、民設民営のため、開所日、開所時間、利用料金等は各事業者により異なります。

★問い合わせ…こども青少年局青少年課放課後事業グループ ☎06-6208-8163

X こどもの教育・進学援助

■幼稚園(子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園)

3歳から5歳児を対象とした幼児教育施設です。(幼稚園によって対象年齢は異なります。)

◇子ども・子育て支援新制度における保育料(月額)

平成31年度から3~5歳児の保育料は無償になりました。

◇預かり保育利用料の無償化(一部世帯)

保育の必要性が認められる3・4・5歳児の保護者及び保育の必要性が認められる満3歳児で市民税非課税世帯の保護者に対して、預かり保育の利用料に対し、日額上限450円(3歳児以上は月額上限11,300円、満3歳児は月額上限16,300円)を給付します。

★入園申込みに関する問い合わせ…各幼稚園

★保育料に関する問い合わせ…お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課保育業務担当

★預かり保育利用料の無償化に関する問い合わせ…こども青少年局管理課(幼稚園運営企画)

☎06-6208-8085

■上記以外の私立幼稚園

○幼児教育の無償化について

令和元年10月から保育料・預かり保育利用料(一部世帯)が無償化となり、併せて副食費免除による実費徴収補足給付(一部世帯)が始まりました。

【保育料の無償化】

◇対象者

市内に居住する満3歳児及び3・4・5歳児を私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園)に就園させている保護者

◇給付対象・上限額

保育料(入園料含む)に対し、所得に関わらず月額上限25,700円を給付します。

【預かり保育利用料の無償化】

◇対象者

保育の必要性が認められる3・4・5歳児の保護者及び保育の必要性が認められる満3歳児で市民税非課税世帯の保護者

◇給付上限

預かり保育利用料に対し、日額上限450円(3歳児以上は月額上限11,300円、満3歳児は月額上限16,300円)を給付します。

【副食費免除による実費徴収補足給付】

◇対象者

年収360万円未満相当の世帯の子ども、または全所得階層の小学校3年生以下のきょうだいから数えて第3子以降の子どもがいる保護者

◇給付対象・上限額

副食費に対し、月額4,500円を上限に対象者からの副食費の徴収を免除

※満3歳児とは、3歳の誕生日を迎えた園児で、翌年度の4月を待たずに年度途中から入園する幼児

★問い合わせ…子ども青少年局管理課(幼稚園運営企画) ☎06-6208-8085

■就学援助制度

経済的な理由により就学が困難な市立小・中学校の児童・生徒の保護者に、学校教材費などの就学援助費を支給します。

◇支給されるもの

学校教材費、校外活動費、修学旅行費、入学準備補助金、学校給食費、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担額など

◇対象者

市民税非課税の世帯、児童扶養手当を受給している世帯など

★申請先…通学あるいは通学予定の学校(毎年申請が必要です。)

★問い合わせ…教育委員会事務局学校運営支援センター事務管理担当
(就学支援グループ) ☎06-6115-7653

■大阪市奨学費

高等学校、中等教育学校の後期課程または高等専門学校に在籍し、市内に住所を有する生徒で、経済的な理由のために修学が困難な方に、奨学費を支給します。

◇支給額

第1学年に属する生徒 107,000円以内(年額)

上記以外の生徒 72,000円以内(年額)

※大阪府「奨学のための給付金」支給対象となる場合は、府の給付金を控除した金額が支給上限額になります。

※支給に際しては「領収書等」の添付が必要です。

◇対象者…市民税非課税世帯が対象。(生活保護世帯を除く。)

★申請先…在学している学校(毎年申請が必要です。)

★問い合わせ…教育委員会事務局学校運営支援センター事務管理担当
(就学支援グループ) ☎06-6115-7641

■ 大阪府国公立・私立高等学校等「奨学のための給付金」

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません。)

◇支給額(令和2年度 年額) ※令和元年(平成31年)の所得に応じた額です。

対象生徒の区分		国公立	私立
生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒(専攻科を除く)		32,300円	52,600円
令和2年度※ 道府県民税所得割 及び市町村民税所得 割が非課税の世帯	全日制または定時制に在学する生徒(下記以外)	84,000円	98,500円
	全日制または定時制の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合 a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等(全日制・定時制)に在学していない場合	129,700円	138,000円
	通信制・専攻科に在学する生徒	36,500円	38,100円

◇対象者 … 令和2年7月1日時点で、生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと。保護者等(親権者全員)が大阪府内に在住しており、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が非課税である世帯、もしくは生活保護(生業扶助)受給世帯であること。

★申請先 … 在学している高等学校等(毎年申請が必要です。)

★問い合わせ… ①通われている高等学校等の事務室
②府民お問合せセンター ピピっとライン
☎06-6910-8001 FAX06-6910-8005
③大阪府ホームページ

国公立：<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

私立：http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumusyouka/30_syougaku_kyuuuhtml

■ 塾代助成事業

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、中学生の学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などにかかる費用を助成しています。

◇助成額

月額1万円上限

◇助成対象者

市内に居住している中学生の保護者の方で、令和元年中の所得が一定の基準額未満の方

★申請先・問い合わせ…大阪府塾代助成事業運営事務局

☎06-6452-5273(正午～午後8時、日・祝・年末年始(12/29～1/3)を除く)

■大阪府育英会奨学金等

※高校授業料実質無償化など授業料に関する制度が変更された場合、本制度の内容が変更となる場合があります。

府下に住所を有する者の保護する生徒で向学心に富みながら、経済的理由で修学が困難な方に対して学資及び入学時に必要な資金を貸付けします。所得等により審査があります。

入学時増額奨学資金（貸付無利子） 記載内容は、令和2年度（予約募集は令和元年度申込）の方への貸付内容です。

校 種	所得基準（※1）	貸付限度額	募集期間
国 公 立 高 校 等	257,500円 (590万円) 未満	5万円 (通信制課程も同額)	予約募集と同時募集
私 立 高 校 等		25万円 (通信制課程は15万円)	

奨学資金（貸付無利子） 記載内容は、令和2年度（予約募集は令和元年度申込）の方への貸付内容です。

校 種	所得基準（※1）	貸付限度額	募集期間
私 立 高 校 等	418,500円(800万円)以上 578,500円(1,000万円)未満(※3)	授業料実質負担額(※2) (24万円を上限とします。)	○予約募集 中学3年生時の9月上旬～10月上旬頃
国 公 立 高 校 等	418,500円(800万円)未満	授業料実質負担額(※2) +10万円	○在学募集 4月中旬～5月上旬頃

●学資負担者の失職、病気等により家計が急変し奨学金を必要とする場合の緊急募集もあります。

(※1) 所得基準は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算。()内は標準4人世帯年収のめやす。

(※2) 各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

(※3) 平成30年度以降の入学生の方で、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円以上507,000円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)で、私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯について、大阪府授業料支援補助金の対象となる場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。

★申 請 先……在学する学校

★問い合わせ……公益財団法人大阪府育英会採用貸付課 ☎06-6357-6272

■独立行政法人 日本学生支援機構奨学金

経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるように「貸与」または「給付」する制度です。

(学力、所得等の基準があります。)

進学前に奨学金の貸与を予約する制度と進学した学校で申請する制度とがあります。

◇貸与については

第一種奨学金(無利子)、第二種奨学金(有利子年上限3%)があります。

他に入学支度金として、入学時特別増額貸与奨学金(有利子)があります。

★申請または問い合わせ…在学している学校

■国の教育ローン

高校および大学等への入学にかかる諸費用や通学にかかる諸費用を融資する制度です。

(所得基準があります。)

限度額 350万円(有利子)

★申請または問い合わせ…教育ローンコールセンター ☎0570-008656

Ⅺ 医療・健康のこと

■保健福祉センター保健業務担当

市民の健康の保持・増進、病気の予防などの健康に関する相談や健診・各種医療費助成制度の申請受付などの業務を行い、地域における公衆衛生の向上及び増進を図る中心的機関として地域住民の健康と生活に重要な役割を担っています。

◇子ども健康診査等

乳児一般健康診査／3か月児健康診査／1歳6か月児健康診査／3歳児健康診査／各種予防接種など

◇お母さんの健康診査等

妊産婦健康診査／妊婦歯科健康診査／肝炎ウイルス検査(20歳以上)／胃がん検診(40歳以上)／大腸がん検診(40歳以上)／肺がん検診(40歳以上)／子宮頸がん検診(20歳以上)／乳がん検診(30歳以上)／骨粗しょう症検診(18歳以上)／大阪市健康診査(40歳以上の生活保護者受給者等)／結核健診(15歳以上)

◇その他

健康手帳の交付／健康教育／健康相談／エイズ相談／精神保健福祉相談(心の病、思春期、薬物関連問題等)など

★申請または問い合わせ…お住まいの区の保健福祉センター(36ページを参照)

■ひとり親家庭医療費助成制度(所得制限あり)

公的医療保険(国民健康保険、被用者保険など)に加入しているひとり親家庭の方で、18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までの児童とその母もしくは父、または父母以外の養育者に対し、入院・通院にかかる保険診療の自己負担の一部及び入院時食事療養にかかる自己負担(標準負担額)について助成します。(1医療機関ごとに、入・通院各1日あたり500円以内で月2日を限度に一部自己負担額の支払いが必要ですが、一部自己負担額に月額2,500円の限度額を設けています。

平成31年度4月診療分から、医療証を使って支払った医療費の額が、月の上限額を超過した場合、一度手続きをすればそのあとは手続きなしに自動で払い戻しを行う、自動償還を開始しています。自動償還にならない府外受診等の場合は、郵送での申請により超過分の払い戻しを受けることができます。)

なお、生活保護を受けている方及び国などの公費負担により医療費の全額支給を受けることができる方などは対象外となります。

※平成30年4月診療分から、裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者の方も対象となりました。

★申請または問い合わせ…お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当
限度額を超えた場合の払い戻し手続きについては、大阪市医療助成費等償還事務センター
☎06-6351-8200

■子ども医療費助成制度(所得制限あり)※

公的医療保険(国民健康保険、被用者保険など)に加入している0歳~18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までの子どもの入院・通院にかかる保険診療の自己負担の一部について助成します。(1医療機関ごとに、入・通院各1日あたり500円以内で月2日を限度に一部自己負担額の支払いが必要ですが、一部自己負担額に月額2,500円の限度額を設けています。

平成31年4月診療分から、医療証を使って支払った医療費の額が、月の上限額を超過した場合、一度手続きをすればその後は手続きなしに自動で払い戻しを行う、自動償還を開始しています。自動償還にならない府外受診等の場合は、郵送での申請により超過分の払い戻しを受けることができます。)

なお、生活保護を受けている方及び国などの公費負担により医療費の全額支給を受けることができる方は対象外となります。

※0歳~12歳(小学校修了)までの所得制限はありません。

★申請または問い合わせ…お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当
限度額を超えた場合の払い戻し手続きについては、大阪市医療助成費等償還事務センター
☎06-6351-8200

■救急医療(41ページを参照してください)

休日・夜間などにおける急病患者の診療に应付するため、大阪府医師会などの協力を得て急病診療所を開いています。

XII 優遇制度のこと

■駐輪場利用料金の割引

18歳の誕生日以降、最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭の世帯員が駐輪場を利用する場合、一時利用回数券・定期利用料金が半額になります。(世帯に1名)ひとり親家庭医療証・児童扶養手当証書等を提出してください。

★詳しくは、ご利用の駐輪場管理事務所へ

■JR通勤定期の特別割引

児童扶養手当を受けているひとり親家庭等の世帯員の方が、JRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

特定者資格証明書及び購入証明書の交付を受け、これを定期券発売窓口にて提出して通勤定期を購入します。

★申請または問い合わせ…お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当

■所得税および個人市・府民税の減額等

次の要件に該当する場合等は、申告等により所得税および個人市・府民税の減額等を受けることができます。

【所得税:令和元年分 個人市・府民税:令和2年度】

○所得税および個人市・府民税の所得控除(前年の12月31日の現況による)

	要 件	所得控除額	
		所得税	市・府民税
寡婦	夫と死別・離婚し再婚していない(または夫の生死が明らかでない)方で、扶養親族または生計を一にする子があること 夫と死別し再婚していない(または夫の生死が明らかでない)方で、前年中の合計所得金額が500万円以下であること	27万円	26万円
特別寡婦	夫と死別・離婚し再婚していない(または夫の生死が明らかでない)方で、扶養親族である子があり、前年中の合計所得金額が500万円以下であること	35万円	30万円
寡夫	妻と死別・離婚し再婚していない(または妻の生死が明らかでない)方で、生計を一にする子があり、前年中の合計所得金額が500万円以下であること	27万円	26万円

※生計を一にする子…前年中の総所得金額等が38万円以下で、他の者の同一生計配偶者や扶養親族でない子

○個人市・府民税の非課税・減額措置(当年の1月1日の現況による)

上記の要件に該当し、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合、個人市・府民税が非課税または減額の対象となります。

【所得税:令和2年分 個人市・府民税:令和3年度】

○所得税および個人市・府民税の所得控除(前年の12月31日の現況による)

	要 件 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外です	所得控除額	
		所得税	市・府民税
ひとり親	現に婚姻をしていない(または配偶者の生死が明らかでない)方で、生計を一にする子があり、前年中の合計所得金額が500万円以下であること	35万円	30万円
寡婦	夫と死別し再婚していない(または夫の生死が明らかでない)方で、前年中の合計所得金額が500万円以下であること 夫と離婚し再婚していない方で、扶養親族があり、前年中の合計所得金額が500万円以下であること	27万円	26万円

※生計を一にする子…前年中の総所得金額等が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者や扶養親族でない子

○個人市・府民税の非課税・減額措置(当年の1月1日の現況による)

上記の要件に該当し、前年中の合計所得金額が145万円以下の場合、個人市・府民税が非課税または減額の対象となります。

★申告または問い合わせ

個人市・府民税…お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ
所得税…お住まいの地域を管轄する税務署

■未婚のひとり親の方に対する寡婦(夫)控除等のみなし適用

婚姻歴のないひとり親の方は、市・府民税、所得税の寡婦(夫)控除等が適用されないため、所得に応じて利用料を決定するサービスにおいて、婚姻歴の有無により差が生じているため、税法上の寡婦(夫)控除が適用されるものとみなして利用料の減額等をおこなう制度・事業があります。各サービスにおいて寡婦控除等のみなし適用を受けるためには、申請が必要となりますので、お住まいの区の保健福祉センターで申請手続きを行ってください。

ひとり親家庭等支援施策の対象事業	適用内容
児童扶養手当	手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法(養育者及び扶養義務者のみ。児童の父と母を除く)
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	給付額の決定
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	支給要件における所得の額の計算方法(養育者のみ。児童の父と母を除く)
ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金	利用料の決定
ひとり親家庭医療費助成	資格要件における所得の額の計算方法(養育者及び扶養義務者のみ。児童の父と母を除く)

※他にも、保育料や障がい福祉サービス等の利用者負担等に係る負担上限月額の設定等において、みなし寡婦(夫)控除の適用が実施されます。

■少額貯蓄非課税制度(マル優制度)

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている方は、受給を確認できる書類を添えて金融機関へ申請すると、銀行・郵便貯金・公債をあわせて元本350万円までの預貯金等の利子について、所得税と住民税が非課税になります。

★申請または問い合わせ…各金融機関の窓口

■たばこ小売販売業の許可

ひとり親家庭の母または父や寡婦の方がたばこ小売販売業の許可申請を行う場合は、審査にあたり、距離基準及び取扱高基準を一般の基準の8割に緩和して適用します。

申請にあたり、必要となるひとり親家庭等の証明書の交付はお住まいの区の保健福祉(福祉)課福祉業務担当で受けてください。

★問い合わせ…近畿財務局理財第2課 ☎06-6949-6368

■万博記念公園入園料金等の免除

各種公的年金(遺族基礎年金等)、児童扶養手当等を受けているひとり親家庭の世帯員の方が万博記念公園を利用する場合は、入園料金等の免除制度があります。窓口で年金証書・児童扶養手当証書等の原本を提示してください。休日等については、各施設までお問い合わせください。

施設	入園料金等の免除制度	電話番号
自然文化園・日本庭園	入園無料	0120-1970-89 又は
太陽の塔	入館無料	
EXPO'70パビリオン	入館無料	06-6877-7387
大阪日本民芸館	入館無料	06-6877-1971

XIII 関係機関一覧表

■区保健福祉センター・区役所

※…保健福祉センター分館

保健福祉センター分館の実施業務内容については担当へお問い合わせください。

地区	所在地	電話番号	
		区局番	担当番号(各区共通)
北	北区扇町 2-1-27	06-6313-	保健福祉センター ・保健業務担当 乳幼児健診、各種がん検診、 健康づくり事業、予防接種、 母子手帳の交付に関すること (左の局番)-9882 ・健康相談に関すること (左の局番)-9968 ・生活保護業務担当 (左の局番)-9872~4 生活保護に関すること ・福祉業務担当 (左の局番)-9857 福祉に関する総合相談 区役所 ・区役所での各種専門相談について (左の局番)-9683 (港区は(左の局番)-9978)
都島	都島区中野町 2-16-20	06-6882-	
	都島区中野町 5-15-21※		
福島	福島区大開 1-8-1	06-6464-	
此花	此花区春日出北 1-8-4	06-6466-	
中央	中央区久太郎町 1-2-27	06-6267-	
西	西区新町 4-5-14	06-6532-	
港	港区市岡 1-15-25	06-6576-	
大正	大正区千島 2-7-95	06-4394-	
天王寺	天王寺区真法院町 20-33	06-6774-	
浪速	浪速区敷津東 1-4-20	06-6647-	
西淀川	西淀川区御幣島 1-2-10	06-6478-	
淀川	淀川区十三東 2-3-3	06-6308-	
東淀川	東淀川区豊新 2-1-4	06-4809-	
東成	東成区大今里西 2-8-4	06-6977-	
生野	生野区勝山南 3-1-19	06-6715-	
旭	旭区大宮 1-1-17	06-6957-	
城東	城東区中央 3-5-45	06-6930-	
鶴見	鶴見区横堤 5-4-19	06-6915-	
阿倍野	阿倍野区文の里 1-1-40	06-6622-	
住之江	住之江区御崎 3-1-17	06-6682-	
住吉	住吉区南住吉 3-15-55	06-6694-	
東住吉	東住吉区東田辺 1-13-4	06-4399-	
平野	平野区背戸口 3-8-19	06-4302-	
西成	西成区岸里 1-5-20	06-6659-	

※出張所

出張所名	所在地	電話番号
東淀川出張所	東淀川区東淡路 4-15-1	06-6322-0731
矢田出張所	東住吉区矢田 6-7-12	06-6692-1341

■こども相談センター【児童相談所】

大阪市こども相談センター（担当区：下記4区を除く20区）

☎06-4301-3100

大阪市南部こども相談センター（担当区：阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区）

☎06-6718-5050

■ファミリー・サポート・センター事業

各区支部一覧

各区支部名	電話番号・FAX
ファミリー・サポート・センター 北	TEL&FAX 06-6374-7271
ファミリー・サポート・センター 都 島	TEL&FAX 06-6923-0157
ファミリー・サポート・センター 福 島	TEL&FAX 06-6453-0210
ファミリー・サポート・センター 此 花	TEL&FAX 06-6463-1884
ファミリー・サポート・センター 中 央	TEL&FAX 06-6213-2170
ファミリー・サポート・センター 西	TEL&FAX 06-6582-9545
ファミリー・サポート・センター 港	TEL&FAX 06-6573-7796
ファミリー・サポート・センター 大 正	TEL&FAX 06-6554-5341
ファミリー・サポート・センター 天 王 寺	T E L 06-6763-3540 F A X 06-6763-3525
ファミリー・サポート・センター 浪 速	TEL&FAX 06-6643-0695
ファミリー・サポート・センター 西 淀 川	TEL&FAX 06-6474-7280
ファミリー・サポート・センター 淀 川	TEL&FAX 06-6395-6425
ファミリー・サポート・センター 東 淀 川	TEL&FAX 06-6327-5672
ファミリー・サポート・センター 東 成	TEL&FAX 06-6976-0395
ファミリー・サポート・センター 生 野	TEL&FAX 06-6752-8005
ファミリー・サポート・センター 旭	TEL&FAX 06-6955-1395
ファミリー・サポート・センター 城 東	TEL&FAX 06-6933-5726
ファミリー・サポート・センター 鶴 見	TEL&FAX 06-6967-1035
ファミリー・サポート・センター 阿 倍 野	TEL&FAX 06-6623-2096
ファミリー・サポート・センター 住 之 江	TEL&FAX 06-6674-5415
ファミリー・サポート・センター 住 吉	TEL&FAX 06-6693-2985
ファミリー・サポート・センター 東 住 吉	TEL&FAX 06-6699-3605
ファミリー・サポート・センター 平 野	TEL&FAX 06-6707-0930
ファミリー・サポート・センター 西 成	TEL&FAX 06-6658-4529

■その他相談機関一覧表

相 談 機 関	相 談 内 容	開設時間	電話番号
市 民 相 談 室	家庭問題相談・税務相談・登記相談等	各相談は、受付時間・曜日が異なります。直接お問い合わせください。	06-6208-7325
区役所での各種専門相談	法律相談等	各区役所によって受付時間・曜日が異なります。各区（電話番号は36ページ）へ直接お問い合わせください。	

相談機関	相談内容	開設時間	電話番号
総合府民相談室	府政相談・医療相談	(府政相談) 月～金曜日午前9時～午後6時 (医療相談)午前9時～正午、 午後1時～午後5時30分 (休日・年末年始を除く)	(府政相談) 06-6910-8001 (医療相談) 府庁代表番号 06-6941-0351 (内線5009)
子どもの虐待ホットライン	児童の虐待の予防と早期発見のための相談	月～金曜日(土日祝日・年末年始・お盆 (8/13,8/14)は休み)午前11時～午後4時	06-6646-0088
子ども何でも相談(大阪弁護士会)	子どもの人権に関する相談	水曜日 午後3時～午後5時 第2木曜日 午後6時～午後8時	06-6364-6251
APCC相談室(思春期妊娠危機センター)	思春期の妊娠にまつわる相談	月～金曜日午前10時～午後5時	06-6761-1115
みんなの人権110番	人権にかかわる事柄についての相談	午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝除く)	後援共通人権相談ダイヤル 0570-003-110 (大阪弁護士会人権擁護部) 06-6942-9496
人権啓発・相談センター	専門相談員による人権相談	月～金曜日午前9時～午後9時 日曜日・祝日 午前9時～午後5時30分 (土曜日・年末年始除く)	06-6532-7830
関西いのちの電話	人間関係の悩み等人生全般についての相談	24時間いつでも受け付けます	06-6309-1121
大阪自殺防止センター	生きるか死ぬかといった悩みの相談	金曜午後1時～日曜午後10時まで	06-6260-4343
中毒110番	化学物質・動植物の毒等による急性中毒の相談	24時間対応	072-727-2499
暴力団・けん銃110番	暴力団犯罪・けん銃等に関する相談及び情報	平日午前9時～午後5時45分 (執務時間外は当直対応)	06-6941-1166
覚醒剤110番	覚醒剤に関する困りごとの相談や情報	平日午前9時～午後5時45分 (執務時間外は当直対応)	06-6943-7957
グリーンライン	少年相談及び家族、地域住民等からの少年非行等に関する相談	平日午前9時～午後5時45分 (土・日・祝除く)	06-6944-7867
大阪弁護士会 総合法律相談センター	法律相談(事前予約制・面談による相談 原則有料)	(電話予約時間) 月～金曜日午前9時～午後8時 土曜日午前10時～午後3時30分 ※ネット予約は24時間受付中 ※最新の情報はホームページで ご確認ください	06-6364-1248
少年サポートセンター	少年の非行等に関する相談	平日午前9時～午後5時45分	06-6211-3400(難波) 06-6362-2225(梅田) 06-6772-4000(中央)
女性のための相談 (フレオ大阪 女性総合相談センター)	一般相談、からだの相談 心理カウンセリング 法律相談	火～土曜日 午前10時～午後8時30分 日・祝日 午前10時～午後4時	(総合受付) 06-6770-7730 (電話相談) 06-6770-7700
子育て相談 (フレオ大阪子育て館)	子育ての総合相談	年末年始休み 午前10時～午後9時 (土・日・祝は午後5時まで)	06-6354-4152
男性の悩み相談 (フレオ大阪子育て館)	仕事・人間関係・ストレスなど あらゆる相談	(面接・電話相談) 金曜日 午後7時～午後9時 第3日曜日 午前11時～午後5時 (予約受付時間) 火～土曜 午前10時～午後8時30分 日・祝日 午前10時～午後4時	(面接予約) 06-6770-7723 (電話相談) 06-6354-1055
児童家庭支援センター博愛社	育児、虐待、非行等の養育上の 問題に関する相談	午前9時～午後6時	06-6301-7270
母子・父子福祉センター 愛光会館	母子家庭・父子家庭や寡婦の方の悩み、生活・法律相談 法律相談：毎月第2土曜 午後1時～午後4時、第3水曜 午後6時～午後8時(いずれも要予約)		06-6371-7146
コネクションズおおさか	若者の就業・自立に関する相談セミナー 火曜日～土曜日(祝日を除く)午前10時30分～午後6時30分(受付は午後 6時まで) ※毎月第3金曜日は午前10時30分～午後8時30分(受付は午後8時まで)		06-6344-2660

■大阪市しごとと情報ひろば

名称	所在地	電話番号	最寄駅	利用時間
しごとと情報ひろば 天下茶屋 (ハローワークコーナー併設)	西成区岸里1-1-10 南海電鉄・ Osaka Metro 天下茶屋駅構内	06-6655-5791	南海・ Osaka Metro 天下茶屋駅	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日及び年末年始は休み)
しごとと情報ひろば 西淀川 (ハローワークコーナー併設)	西淀川区御幣島1-2-10 西淀川区役所1階	06-6476-5753	JR御幣島駅	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日及び年末年始は休み)
しごとと情報ひろば クレオ大阪西・マザーズ	此花区西九条6-1-20 クレオ大阪西2階	06-6467-5145 (女性専用ダイヤル) (06-6467-6067)	JR・阪神 西九条駅	毎週火～金曜日 午前9時30分～午後6時 (土・日・月・祝日及び年末年始と クレオ大阪西の休館日休み)
しごとと情報ひろば 平野 (ハローワークコーナー併設)	平野区背戸口3-8-19 平野区役所1階	06-6769-6071	Osaka Metro 平野駅	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日及び年末年始は休み)

■大阪市地域就労支援センター

(利用時間: 月～金 午前10時～午後5時 土・日・祝日及び年末年始は休み)

名称	所在地	電話番号	最寄駅
大阪市地域就労 支援センター	浪速区木津川12-3-8 A'ワーク創造館内	0120-939-783 (通話料無料)	JR芦原橋駅

■ハローワーク(公共職業安定所)

名称	所在地	電話番号	最寄駅
大阪東	中央区農人橋2-1-36 ピップビル1～3階	06-6942-4771	Osaka Metro谷町四丁目駅
	利用時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分(土・日・休祝日・年末年始休み)		
梅田	北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階	06-6344-8609	JR北新地駅、大阪駅、Osaka Metro梅田駅・ 東梅田駅・西梅田駅、阪神・阪急大阪梅田駅
	利用時間(※) 月～金 午前8時30分～午後7時 土・日・休祝日 午前10時～午後5時(年末年始休み)		
大阪西	港区南市岡1-2-34	06-6582-5271	JR大正駅、弁天町駅、Osaka Metro大正駅、 弁天町駅、九条駅、阪神九条駅
	利用時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分(土・日・休祝日・年末年始休み)		
阿倍野	阿倍野区文の里1-4-2	06-4399-6007	JR美章園駅、Osaka Metro昭和町駅、文の 里駅、近鉄河堀口駅
	利用時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分(土・日・休祝日・年末年始休み)		
淀川	淀川区十三本町3-4-11	06-6302-4771	阪急十三駅
	利用時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分(土・日・休祝日・年末年始休み)		

※平日午後5時15分以降及び土・日・休祝日は、パソコンによる求人情報の提供及び職業紹介業務のみの取り扱いとなります。(雇用保険関係業務・職業訓練関係業務及び求人関係業務は行っていません。)

- ◆ハローワーク阿倍野 職業紹介コーナー(ルシアス庁舎)
 (利用時間 月～金 午前10時～午後6時30分 土 午前10時～午後6時
 日・休祝日・年末年始休み)

所在地	電話番号	最寄駅
阿倍野区阿倍野筋1-5-1	06-6631-1675	JR・Osaka Metro天王寺駅、近鉄大阪阿部野橋駅

※職業紹介コーナーは、パソコンによる求人情報の提供及び職業紹介業務のみの取扱いとなります。

- ◆マザーズハローワーク
 (利用時間 月～金 午前10時～午後6時30分 土・日・休祝日・年末年始休み)

名称	所在地	電話番号	最寄駅
大阪マザーズ ハローワーク	中央区難波2-2-3 御堂筋ブランドビル4階	06-7653-1098	Osaka Metroなんば駅、近鉄・阪神 大阪難波駅24号出口すぐ

※雇用保険関係業務及び求人関係業務は取り扱っておりません。

- ◆お仕事をお探しの方のための駅前ハローワーク

名称	所在地	電話番号	最寄駅	利用時間
ハローワーク プラザ難波	中央区難波2-2-3 御堂筋ブランドビル4階	06-6214-9200	Osaka Metroなんば駅 近鉄・阪神大阪難波駅 24号出口すぐ	月～金 午前10時～午後6時30分 土 午前10時～午後6時 日・休祝日・年末年始休み

※雇用保険関係業務及び職業訓練関係業務は取り扱っておりません。

- ◆高齢者の方が仕事を探したい(高齢者職業相談)

名称	所在地	電話番号	最寄駅
大阪市シルバー人材センター 本部	城東区関目3-1-14	06-6931-0221	Osaka Metro関目成育駅 京阪関目駅
大阪市シルバー人材センター 南部支部	天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内315号	06-6765-6116	Osaka Metro谷町九丁目駅 近鉄大阪上本町駅
大阪市シルバー人材センター 西部支部	西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル内3階	06-6543-7011	Osaka Metro阿波座駅
大阪市シルバー人材センター 北部支部	北区池田町1-50	06-6882-3830	Osaka Metro 天神橋筋六丁目駅

- ◆正社員での就職を希望される概ね35歳未満の方を対象としたハローワーク

名称	所在地	電話番号	最寄駅	利用時間
大阪わかもの ハローワーク	北区角田町8-47 阪急ブランドビル18階	06-7709-9470	JR大阪駅 阪神・阪急大阪梅田駅、 Osaka Metro梅田駅、 東梅田駅	月～金 午前10時～午後6時30分 土 午前10時～午後6時 日・休祝日・年末年始休み
あべのわかもの ハローワーク	阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアスオフィス棟 10階	06-4396-7380	JR・Osaka Metro 天王寺駅 近鉄 大阪阿倍野橋駅	月～金 午前10時～午後6時30分 土 午前10時～午後6時 日・休祝日・年末年始休み

※雇用保険関係業務は取り扱っておりません。

■休日・夜間急病診療所

休日・夜間などにおける急病患者の診療に応ずるため、大阪府医師会などの協力を得て下記の急病診療所を開いています。

名称	所在地	電話番号
都島休日急病診療所	都島区都島南通 1-24-23	06-6928-3333
西九条休日急病診療所	此花区西九条 5-4-25	06-6464-2111
十三休日急病診療所	淀川区十三東 1-11-26	06-6304-7883
今里休日急病診療所	東成区大今里西 3-6-6	06-6972-0767
沢之町休日急病診療所	住吉区南住吉 4-14-28	06-4700-7771
中野休日急病診療所	東住吉区中野 2-1-20	06-6705-1612

- ・診療科目 内科・小児科
- ・診療日 休日 日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/4)
- ・受付時間 午前10時～午後4時30分

なお、中野休日急病診療所におきましては、上記のほか次のとおり夜間の小児救急診療を実施しています。

- ・診療科目 小児科
- ・診療日 平日
- ・受付時間 午後8時30分～午後11時

中央急病診療所 西区新町 4-10-13		06-6534-0321		
診療科目	内科・小児科	眼科・耳鼻咽喉科		
受付時間	平日	午後10時～翌朝5時30分	平日	午後10時～翌午前0時30分
	土(祝日・年末年始を除く)	午後3時～翌朝5時30分	土(祝日・年末年始を除く)	午後3時～午後9時30分
	日・祝日 年末年始 (12/30～1/4)	午後5時～翌朝5時30分	日・祝日 年末年始 (12/30～1/4)	午前10時～午後9時30分

■休日・夜間緊急歯科診療

休日・夜間における歯の痛み等に対応するため、大阪府歯科医師会では、次のとおり診療を実施しています。

名称・所在地	診療時間		電話番号
大阪府歯科医師会 天王寺区堂ヶ芝 1-3-27	夜間	毎日午後9時～翌午前3時	06-6774-2600
	日・祝日 年末年始 (12/29～1/4)	午前10時～午後5時 (受付は午前9時30分から午後4時)	06-6772-8886

※必ず来院前に電話にてご確認ください。

■救急安心センターおおさか(救急医療相談窓口)

突然の病気やケガで「救急車を呼んだほうがいいのか?」「今すぐ病院に行くべきかどうか?」「近くの救急病院はどこか?」「応急手当の方法は?」など困ったときに、看護師が医師の支援体制のもと、救急医療相談に対応します。

- ・開設時間 24時間・365日
- ・電話番号 #7119(NTTプッシュ回線、携帯電話)
☎06-6582-7119(ダイヤル回線、IP電話)

■小児救急支援アプリ

15歳未満のお子様を対象に、突然の病気やケガで「救急車を呼んだほうがいいのか?」「近くの病院はどこか?」など困ったときに、アプリ画面に表示される簡単な質問に答えるだけで、その症状から緊急性を判断することができます。

医療機関を受診される場合は、大阪府内の医療機関を地図上に表示し、ワンタッチで電話をかけることができます。

☆受診前には、必ず医療機関へ受診できることを確認してください。

- ・「小児救急支援」で検索してください。
- ・App StoreまたはGoogle playから無料でダウンロードすることができます。
- ・本アプリはiPhone、Android搭載端末でご利用することができます。

■大阪府救急医療情報センター

「救急車を呼ぶほどではないが病院で診てもらいたい」ときや「医療機関や診療所の場所等を知りたい」ときに、オペレーターが大阪府内の医療機関をご案内します。なお、インターネットでもお調べいただけます。

「大阪府医療機関情報システム」<http://www.mfis.pref.osaka.jp/>

- ・開設時間 24時間365日
- ・電話番号 ☎06-6693-1199

医療機関を案内するものであり、医療相談には応じることができませんので、ご注意ください。

■小児救急電話相談事業

夜間のこどもの急病等で、「病院へ行ったほうがいいのか?」など判断に迷ったときに、小児科医の支援体制のもと看護師が相談に応じます。

- ・開設時間 365日 午後8時～翌朝8時まで
- ・電話番号 #8000 (NTTプッシュ回線、携帯電話)
☎06-6765-3650 (ダイヤル回線、IP電話)

電話相談であり、診察等の医療行為は行いません。明らかに緊急を要する急病等の場合は、119番をご利用ください。

大阪市ひとり親家庭等福祉相談所問い合わせ先

区名	代表	電話番号
北区	高垣 頼子	080-6129-7617
都島区	藏下 君子	06-6924-2034
福島区	宇都 美登里	06-6458-3298
此花区	北 玲子	090-8528-8643
中央区	溝口 澄子	06-6763-5624
西区	武田 紀子	06-6444-2775
港区	西 八重子	06-6573-3465
大正区	上原 美智子	06-6553-0307
天王寺区	平田 重子	06-6773-0236
浪速区	福永 知津子	06-6641-7608
西淀川区	田尻 美智子	06-6471-9573
淀川区	竹林 けい子	06-6395-0398
東淀川区	七田 千恵子	06-6322-8977
東成区	杉岡 比呂子	06-6981-2207
生野区	竹内 洋子	06-6731-4117
旭区	森川 範子	06-6952-8096
城東区	小田 文江	06-6934-5846 080-5356-5846
鶴見区	川西 地慈実	06-6912-6280
阿倍野区	御所名 恭子	06-6661-4152
住之江区	原田 節子	06-6683-6461
住吉区	北山 知香	06-6693-9520
東住吉区	辻 富子	06-6698-8150
平野区	磯田 恭子	06-6708-0721
西成区	大儀 智津子	06-6651-9493

ひとり親家庭等サポートブック 令和2年度版

編集・発行 大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
TEL:06-6208-8034 FAX:06-6202-6963



「虐待かな？」と思ったら、 迷わず相談・連絡してください

あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子どもがいたら…」
すぐに児童虐待ホットラインやお住まいの区の保健福祉センターなどに
相談・連絡してください。

子どもたちを守るためには虐待の早期発見、早期対応が必要です。
大阪市では24時間体制で相談を受け付けています。

大阪市児童虐待ホットライン(こども相談センター)

0120-01-7285

フリーダイヤル
24時間対応365日対応

(まずは一報、なにわっ子)

お住まいの区の保健福祉センター 子育て支援室

・午前9時～午後5時30分 ・土日祝日、年末年始は除く

大阪市こども青少年局

母子・父子福祉センター 大阪市立愛光会館 指定管理者

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

令和2年7月発行

